



千代田区次世代育成支援計画

目次

千代田区次世代育成支援計画	2
※子ども・子育て支援事業計画を含む千代田区の子ども・子育て施策全般についての計画です。	
1. はじめに	2
2. 基本理念	4
3. 計画期間	7
4. 人口フレーム	8
5. 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づく取り組み	10
6. 次世代育成支援事業	11
7. 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業	26
8. 計画の実現に向けて	45
資料	47
1. 千代田区の現状	48
2. 子ども・子育て支援の現状	55
3. ニーズ調査結果概要	72
4. 教育・保育関連施設整備計画	77
5. 関連資料	78

1. はじめに

■子育て支援の課題

現在、我が国においては、少子化の急速な進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭、地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、一部の区市では、保育園や学童保育における待機児童の発生が大きな問題となっています。

本区においても、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、このような子育て環境の変化に対応した、子育てをしやすい地域社会づくりを行い、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指していく必要があります。

■これまでの取り組み

本区では、明日の社会を担う子どもたちの育成は社会全体で支援することが不可欠であるとの認識のもと、次世代育成支援を区政運営の基本的な柱の一つにとらえ、子どもを産み育てたいと願う人々が安心して出産し、喜びや楽しみを味わいながらゆとりを持って子育てをすることのできる地域社会づくりに取り組んできました。

平成17年に「千代田区次世代育成支援行動計画」、平成22年に「千代田区次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、保育園、こども園、幼稚園、学童クラブなどの充実に加え、母子保健、教育などの充実も図ってきました。

第一に、幼稚園と保育園に関する国の縦割り行政が行われる中、従来の幼稚園や保育園といった枠組みにとらわれない新たな乳幼児育成施設である「こども園」を創設しました。こども園は、地域の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられるようにしました。その後、本区におけるこの先進的な取り組みが国をも動かし、平成18年10月、新法に基づく「認定こども園制度」が設けられたところです。

第二に、保育園の待機児童ゼロを堅持するとともに、放課後児童健全育成事業の充実やアフタースクール事業の充実により、学童クラブの待機児童ゼロにも取り組んできました。

第三に、区独自の児童手当制度をさらに拡充した次世代育成手当の支給、乳幼児医療費助成をさらに拡充したこども医療費助成、さらに、中小企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための中小企業従業員仕事と育児支援助成、育児・介護休業者職場復帰支援、次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付にも取り組んできました。

第四に、本区は、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、「こども・教育部」を創設しました。これにより、国の「厚生労働省」と「文部科学省」といった縦割り組織に倣うことなく、0歳から18歳未満までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策の展開が可能となりました。

第五に、これらの施策の着実な推進を図るため、子育て施策の財源の確保に関する条例を制定し、子育て環境の整備・充実のための新規・拡充施策に要する経費に充ててきました。

■子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度が始まります。新制度においては、区市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、また、次世代育成支援行動計画の根拠法であった次世代育成支援対策推進法は、10年間延長されることとなりました。

■「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」の制定

子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、本区においては、新たに「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。

この条例は、現実には、認証保育所等の認可外施設も、子ども・子育て支援施策のなかで重要な役割を果たしていることに鑑み、区が関与する認可外施設を子ども・子育て支援のための施設として明確に位置づけると同時に、これらについても、認可施設と同等の教育・保育が提供されるべく、その質的改善が図られるよう区として支援していくことを明らかにしたものです。

この条例の趣旨に従い、本区では、区立と私立、認可保育所と認証保育所、こども園と幼稚園、幼保一体施設など、その形態や実施主体の違いにかかわらず、区が関与する未就学児に対するすべての教育・保育施設について、等しく良好な子育て環境が確保できるよう努めていきます。

■区民のニーズに確実にこたえるために

次世代育成支援行動計画（後期計画）は平成26年度で最終年度を迎えますが、平成27年度から実施される「ちよだみらいプロジェクト ― 千代田区第3次基本計画2015 ―（案）」に合わせ、また、子ども・子育て支援法において区市町村に策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」の内容を加え、これまでの次世代育成支援行動計画における取り組みを継承していきます。

2. 基本理念

◆基本理念◆

子どもと親の育ちを地域全体であたたかく支えるまち一千代田

【計画の基本となる6つの視点】

様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いが理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもたちを育て、また、自らも育っていく、いわば「共育」を実践するため、次の6点を基本的な視点として施策を実施していきます。

- (1) 多様なライフスタイルを認めあう
- (2) 子どもの幸せを第一に子育てを支援する
- (3) 親育ちを支援し、家庭の教育力を高める
- (4) 働き方の見直しは企業の社会的責任である
- (5) 地域の育児力を回復するとともに、地域のきずなを強める
- (6) 子育て支援サービスのあり方と区民の主体的な取り組み

(1) 多様なライフスタイルを認めあう

結婚や出産・子育てについて、どのようなスタイルを選ぶかは個人の裁量の問題である。少子化対策や子育て支援に注力するあまりに、個人の選択の自由を阻害することがあってはならない。産む自由、産まない自由を尊重し、さらに不妊等の理由から産めない事情を十分理解したうえで、産みたい人が安心して子どもを産み、子育てに喜びを見いだせる体制を築こうという合意が必要である。

(2) 子どもの幸せを第一に子育てを支援する

子どもが育つためには大人の力が必要である。しかし、子どもは日々の生活の中で、子どもなりに社会の一員として自らの人生を歩み、生きる目的に向かって自ら取り組んでいく力を発揮できる存在である。それゆえ、子どもが秘めている「自ら育つ力」を大切にし、大人は子どもが安心して健やかに育つ権利を保障する必要がある。心身の健康と安全への配慮、子どもの居場所の確保、子どもの生きる力の育成と活用など、具体的な支援策などが必要である。

(3) 親育ちを支援し、家庭の教育力を高める

昨今の子育て困難現象には、親や家庭の教育力低下が顕著に反映されていることは否めない。しかし、初めから子育てをする力を備えた立派な親はいないであろう。世間でよく言われる「今どきの親は」という批判をする前に、親が親としての心構えと知識を身につけ、主体的に育児にかかわれるようになるための支援、すなわち“親育ち支援”にまず力を注ぐことが必要である。

親や家庭の教育力低下の背景には、さまざまな社会問題が存在しており、個々の親に責任を求めても解決が難しい面も少なくない。子育てを支えるしくみや環境が崩れたり、親が子育てに十分な

時間をとれない雇用環境の改善が遅れていたり、親として成長する過程への支援がおろそかにされてきたことなども指摘されているように、広く社会問題としてとらえた対策を講じることが不可欠である。

育児の大半を一人で担い、心身の負担に苦しむ母親、一方、仕事に追われて育児に十分にかかわることができない父親の問題は、子育て困難現象をもたらす中心的な問題の一つである。子育ては女性だけの役割という考え方を脱し、父親の育児参画支援を視野においた「親育ち支援」が必要である。また女性の社会参画が様々な問題を解く鍵であり、母親の社会参画支援もまた「親育ち支援」の大切な課題である。

「親育ち支援」は、親となってからでは遅いらいがある。子育て能力は広義の人間関係能力である。人間関係能力の基本は、自らの存在のかけがえのなさを知るとともに他者の存在を尊重する心である。この課題は乳幼児期から大切に育まれる必要があるが、とりわけ自らを見つめ、他者との関係を真剣に模索し始める思春期の重要課題といえる。生命の大切さ、自らの性と異性への関心と思いやりを育み、他者と共に生きる意味について学ぶ機会の充実が必要である。

(4) 働き方の見直しは企業の社会的責任である

子育ては未来の人材を育む大切な営みであり、子育てをしやすい雇用環境を整えることは企業の社会的責任でもある。男女がゆとりをもって仕事も家庭生活も、さらには地域活動も行えるような働き方を保障していくことが、企業にとっても人材確保の点などからも重要な経営課題である。安定してゆとりのある家庭生活は、子どもの成長発達に不可欠であるばかりでなく、より良い仕事の達成にとっても大切である。また、企業は地域の一員としても、次世代育成支援に取り組むことを求められている。

千代田区には日本有数の企業が集中している。千代田区の企業の取り組みは、全国への波及効果も大きく、企業への働きかけは千代田区の責務ともいえる。

(5) 地域の育児力を回復するとともに、地域のきずなを強める

戦後の高度経済成長期以降、産業構造の変化とともに、日本の社会のしくみが変わり、多くの人が企業に勤務して雇用労働者となり、子どもを育てる役割が、もっぱら学校教育に委ねられるようになった。保護者は「学校に任せれば大丈夫」「学校に任せるしかない」と考えた。しかし、それが学校の手に残ることはすでに広く明らかになっている。学校になにもかも期待することは無理な時代となっている。親や家族の愛情は子どもの成長発達にとって基本となるものであり、子どもにとって親が安全基地として果たす役割の重要性は言うまでもない。同時に子どもは親や家族以外の多くの人々の温かな愛情と眼差しによって見守られて育っていく面も大きい。それゆえ、親と社会が共に手を携えて「子育て」を支えようとする意識が大切である。「子育て」「親育ち」への支援は、育つ子ども・親自身の責任も含めて、社会のすべての人々に課せられた責務としてとらえなければならない。子どもと親を見守り、支援することに、地域の人々の豊かな力が発揮されるよう、地域の人たちがよき支援者になれるよう、支援力を養成することも、「子育て」「親育ち」支援の重要な課題であり、支援者を支援するしくみをつくる必要がある。

(6) 子育て支援サービスのあり方と区民の主体的な取り組み

親が置かれている生活環境によって、ニーズもまた多様である。個々の家庭や親が直面している課題を見つめ、必要な対策を講じるべきであり、それぞれが最も適したサービスを選択できるように多様なメニューを用意する必要がある。

しかしながら、次世代育成支援が単なるサービスの提供にとどまっては、有効な支援とはならない。親のニーズに応えることが、子どもの成長発達にとっても良い結果を期待できるのかどうか、慎重な検討も欠かせない。親のニーズを充たすことが子どもの最善の利益につながるように、バランスを図る配慮も重要である。

同時に、親と子のすべてのニーズに応えることが、本当に「子育て」「親育ち」の観点から有用で、弊害を生むことにならないのかについても、常に検討する必要がある。

ニーズに応えることの妥当性の検討を欠いたまま、サービスの提供に終始することが果たして適切なのか、サービス提供の限界についても一定の見識を共有する必要がある。

親も子も、また区民も、自ら努力し、学び、育つ力を削ぐことになってはならないからである。誤解を恐れずに言えば「敢えてしない支援」が結果的に親を育て、子どもたちの育つ力をはぐくむという視点も必要な場合がある。また公平性の観点から、利用者負担のあり方についても検討する必要がある。

次世代育成支援施策の推進において、行政と区民、民間が果たすべき役割の違いを明らかにし、相互が有機的に機能しうよう、適正な役割分担を考えることが必要である。子どもが安心して健やかに成長できる環境を整えることは、大人社会全体の責務だからである。なにもかも行政に依存する限界と弊害を区民がしっかり認識し、民間ができるものは民間が行い、そのノウハウを活用する方向も積極的に検討する必要がある。

その際には、保護者のニーズと子どもの最善の利益とのバランスを検討することが必要である。

【施策目標】

施策の目標は、平成 27 年度から実施される区の最上位計画である「ちよだみらいプロジェクト 一千代田区第三次基本計画 2015－（案）」施策目標に従い、次世代育成支援計画の事業を位置づけます。

施策のみちすじ1

安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち

施策目標 1 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

施策目標 2 安心して子育てができ、子どもたちが安全にすくすくと育つ地域づくりを進めます

施策のみちすじ2

未来を担う人材が育つまち

施策目標 3 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます

施策目標 4 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

施策目標 5 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

3. 計画期間

計画期間は、平成 27 年度～平成 31 年度までの5年間とします。

4. 人口フレーム

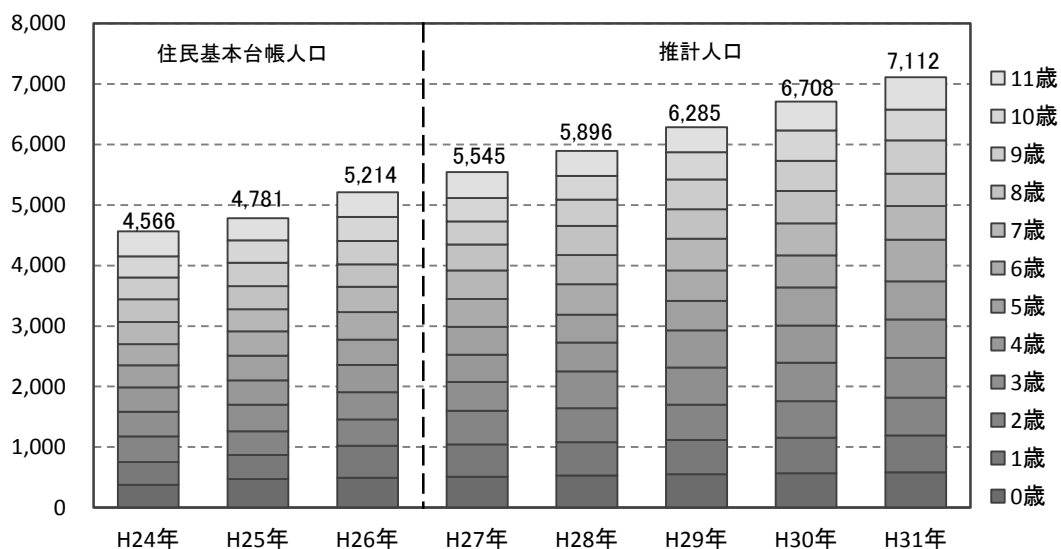
千代田区の総人口は、近年増加を続けており、年少人口も増加傾向にあります。人口動態からみても、自然増、社会増となる傾向が続いています。下に示した人口推移をみると、平成24年から平成26年で、すべての年齢で人口は右肩上がりとなっています。

計画期間における人口推計は、平成24年～26年4月1日の住民基本台帳の人口を用い、コホート変化率法*1（P9参照）で推計しました。

これによると、千代田区の児童数は今後も増加していくものと予測されます。

■0～11歳の人口の推移と人口推計（コホート変化率法による）

	住民基本台帳人口(各年4月1日)			推計人口				
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	378	473	494	511	530	549	566	583
1歳	376	396	529	530	548	569	589	607
2歳	420	390	433	561	562	581	603	624
3歳	407	440	448	475	612	614	635	659
4歳	403	405	451	450	478	615	617	638
5歳	365	408	420	460	459	487	627	629
6歳	352	399	453	459	503	502	533	687
7歳	366	366	422	472	480	526	525	558
8歳	373	380	372	430	482	490	536	535
9歳	364	390	382	379	438	491	499	547
10歳	346	372	401	389	387	447	501	509
11歳	416	362	409	429	417	414	477	536
0～2歳	1,174	1,259	1,456	1,602	1,640	1,699	1,758	1,814
3～5歳	1,175	1,253	1,319	1,385	1,549	1,716	1,879	1,926
0～11歳	4,566	4,781	5,214	5,545	5,896	6,285	6,708	7,112



■ 区域別の0～11歳の人口の推移と人口推計（コーホート変化率法による）

麴町区域

	住民基本台帳人口(各年4月1日)			推計人口				
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	227	261	268	272	279	285	289	293
1歳	227	249	301	299	304	313	319	324
2歳	271	237	276	323	321	327	335	342
3歳	262	289	282	310	362	360	367	377
4歳	269	261	301	286	315	367	365	372
5歳	238	278	279	315	300	328	386	384
6歳	255	270	319	316	355	340	372	440
7歳	253	266	286	334	331	372	355	389
8歳	254	268	269	294	343	340	382	365
9歳	248	266	271	275	301	350	348	391
10歳	233	248	274	274	278	303	354	351
11歳	292	237	269	287	287	292	317	372
0～2歳	725	747	845	894	904	925	943	959
3～5歳	769	828	862	911	977	1,055	1,118	1,133
0～11歳	3,029	3,130	3,395	3,585	3,776	3,977	4,189	4,400

神田区域

	住民基本台帳人口(各年4月1日)			推計人口				
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	151	212	226	239	251	264	277	290
1歳	149	147	228	231	244	256	270	283
2歳	149	153	157	238	241	254	268	282
3歳	145	151	166	165	250	254	268	282
4歳	134	144	150	164	163	248	252	266
5歳	127	130	141	145	159	159	241	245
6歳	97	129	134	143	148	162	161	247
7歳	113	100	136	138	149	154	170	169
8歳	119	112	103	136	139	150	154	170
9歳	116	124	111	104	137	141	151	156
10歳	113	124	127	115	109	144	147	158
11歳	124	125	140	142	130	122	160	164
0～2歳	449	512	611	708	736	774	815	855
3～5歳	406	425	457	474	572	661	761	793
0～11歳	1,537	1,651	1,819	1,960	2,120	2,308	2,519	2,712

*1 コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

5. 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づく取り組み

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づき、保育・教育サービスの実施主体に関わらず等しく良質かつ適切な環境が確保されるよう努めます。

1.事業者支援

(1) 財政支援

保育・教育サービス事業の質の向上を目的に、人材確保、処遇改善を支援します。

①開設準備支援

私立保育所の新規開設にあたり、改修工事に係る経費や改修工事期間中の開設前家賃について補助することにより、運営事業者の開設にかかる負担軽減と質の確保を図ります。

②経営安定化支援

保育施設の運営事業者に対し、家賃等の運営費の一部を補助することにより、各事業者の経営の安定化を図ります。それにより、保育の質の確保や保育環境を維持しながら長期的に安定した保育施設への運営を支援します。

③人材確保支援

保育所の急激な増加に伴う保育士不足により保育施設の開設運営に支障をきたすことがないよう、人材育成、就業継続、再就職等に対して補助することにより、保育の質の向上を図ります。

④処遇改善支援

保育士の勤務形態、給与等の改善のための補助を行うことにより、保育士が安心して保育に取り組むことができる環境を整え、離職の防止、勤続年数の上昇を図ります。

(2) 施設支援

保育・教育サービス事業の質の向上を目的に、区保有施設の活用や園庭の代替場所の確保に努めます。

①代替園庭の確保

園庭の確保が困難な保育施設が代替園庭として利用する区内の公園等について、子どもたちが安心して伸び伸びと遊ぶことができる環境を整備し、子どもたちの健全な発達を図ります。

②その他の 区有施設の活用

学校施設やその他の区有施設を活用することで、雨天時の遊び場や夏場の水遊び場（プール）を確保し、公立園、民設園との格差の解消を図ります。

(3) 運営支援

区内における保育の質の向上を図るため、区職員による各保育施設への定期的な巡回指導や、区と各運営事業者との意見・情報交換、各保育施設との研修や交流を実施します。

2.利用者支援

(1) 手続き支援

利用者の利便性の向上を図るため、区が保育・教育に関する情報の収集・提供を行うことにより、利用者が保育・教育に関するサービスを円滑に受け取ることができるよう支援します。

6. 次世代育成支援事業

給付:教育・保育施設給付の事業 (P27-33)
 事業:地域子ども・子育て支援事業 (P34-42)
 多様:多様な取り組みの事業 (P43-44)
 その他:上記以外の事業

条例:子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例(P88)関連

重点:重点施策

施策のみちすじ1

安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち

施策目標1 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

施策目標2 安心して子育てができ、子どもたちが安全にすくすくと育つ地域づくりを進めます

施策のみちすじ 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち

施策目標1 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

多様化する子育て家庭のニーズに対応し、安定した教育・保育の供給と個々のライフスタイルに応じた子育てサービスを充実させるとともに、保育の質の向上を図ります。

乳幼児と保護者の交流の場や児童の健全な遊び場の提供、子育てについての相談や情報の提供など支援を図ります。また、中高生がスポーツや音楽等の活動ができる場所を確保します。

1	給付	区立幼稚園	重点	子ども支援課
区内には、区立幼稚園6園があり、幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的として設置している。区立小学校のすべてに幼稚園が併設しており、昭和55年度からは、全幼稚園で3歳児保育を実施している。				
現況	H26年度 区立幼稚園定員 599人 園児数 496人		5年後の姿	H31年度 区立幼稚園定員 684人

2	給付	区立こども園	重点	子ども支援課
区立こども園は、0歳児から5歳児の子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設である。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施していく。				

3	給付	保育園待機児童ゼロの堅持と保育サービスの向上	条例	重点	子ども支援課
<p>保育園待機児童ゼロを堅持するため、区立保育園の建て替えや私立認可保育所、小規模保育所等の誘致により、保育の質を確保しながら延長保育の充実、夜間・休日保育の実施、一時保育の充実、病後児保育の実施等保育サービスの向上を図る。</p>					
現況	2号認定(3-5歳)定員 631人(児童数 604人) 3号認定(0歳)定員 154人(児童数 114人) 3号認定(1-2歳)定員 459人(児童数 484人) H26.4月 待機児童0人		5年後の姿	2号認定(3-5歳)定員 906人 3号認定(0歳)定員 251人 3号認定(1-2歳)定員 648人 H31.4月 待機児童0人*	

*平成31年4月の待機児童0人は、厚生労働省平成27年4月からの新定義に基づく。詳細 P29

4	事業2	延長保育(月ぎめ延長保育)	重点	子ども支援課
<p>保護者の就労状態、通勤時間等のやむを得ない事情により、開園時間を超えて保育を必要とする在園児童(区立保育園は1歳児以上)に対して、延長保育を行う。</p>				
現況	延長保育 186人 休日保育 希望があれば実施		5年後の姿	延長保育 529人 休日保育 希望があれば実施

5	事業3	学童クラブ事業運営	重点	児童・家庭支援センター
<p>保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成と子育て家庭の支援を図る。</p>				
現況	利用児童(区立学童クラブ+富士見わんぱく) H26年度 302人 待機児童ゼロ		5年後の姿	H31年度 316人

6	事業3	放課後子どもプラン(学校内学童クラブ)	重点	児童・家庭支援センター
<p>保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を、学校施設等を活用して実施する。 運営においては民間事業者のノウハウによる多様で柔軟なサービス提供を行うことで、子育て家庭の支援を充実する。 平成19年度より放課後子どもプランの開始に伴い「放課後子ども教室」と連携した運営を図る。また分割などにより大規模クラブの適正規模化を図る。</p>				
現況	利用児童(富士見わんぱく除く)H26 390人 待機児童ゼロ		5年後の姿	H31年度 679人

7	その他	放課後子どもプラン(放課後子ども教室)	児童・家庭支援センター
<p>小学校の放課後等の時間帯に、学校施設内において「学び」「遊び」「体験活動」等を行うことにより、子どもたちに安心安全な居場所を提供する。運営は区の業務委託により、民間事業者専任職員を配置することで、子どもたちの活動を支える。</p>			

8	事業4	子どもショートステイ(短期入所生活援助)	重点	児童・家庭支援センター
<p>保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、概ね1週間程度預かる。</p>				
現況	H25年度 50件 126泊		5年後の姿	H31年度 365(人日)

9	事業6	育児支援訪問事業	条例	重点	児童・家庭支援センター
<p>自宅で乳幼児の保育をしている保護者又はその家族が、疾病、出産等の理由で一時的に乳幼児の保育ができなくなった場合、又はひとり親家庭で日常生活を営むのに著しい支障のある場合、これらの家庭に一定の期間家事援助者を派遣する。母親の産前の体調不良時及び産後の体力が回復するまでの間、安心して日常生活を営むことができるように、ヘルパーが訪問して育児や家事を支援する。初回訪問時は、児童・家庭支援センターの保健師等が同行して、事業案内や相談を行う。</p>					
現況	H25年度 973(件) 育児ヘルパー334件 緊急一時保育43件 専門相談支援(保健所 84件 児童家庭支援センター 512件)		5年後 の姿	H31年度 児童・家庭支援センター及び保健所 で対応体制を確保	
10	事業7	児童センター・児童館事業運営	条例	重点	児童・家庭支援センター
<p>0～18歳までの幅広い年齢層の児童とその保護者に、健全な遊び場・交流の場を提供し、各種の子育て支援事業を実施することで、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る。 地域子育て支援拠点として、乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言などを行っている。</p>					
11	事業9	病児・病後児保育	重点	子ども支援課	
<p>病気で集団保育が不可能な保育が必要な児童等を、自宅で保育することにより、就労世帯等の子育てを支援する。病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活が困難な子どもを、病気回復までの期間預かることにより、子育て世帯の負担軽減を図り、仕事と子育ての両立を支援する。</p>					
現況	H25年度 311人(人日)		5年後 の姿	H31年度 438人(人日)	
12	その他	就学前教育推進等に向けた公立・私立園の連携強化	条例	子ども支援課	
<p>区では、新たに制定した「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、保育の実施主体の違いに関わらず、等しく良好な子育て環境が確保されるよう取り組みを実施する。 公立・私立保育所連携による保育士対象の研修の実施と専門家による巡回指導を行うことで、公立・私立間の交流・連携を強化し、保育士の保育力・指導力の向上を図る。</p>					
13	その他	保育士の処遇改善等私立保育所補助項目の拡充	条例	子ども支援課	
<p>現在私立保育所に対して行っている運営費補助、保育料差額補助、家賃補助、栄養士・看護師配置経費補助、地域活動事業補助等に加えて、下記補助項目を新設・拡充し、保育の実施主体の違いに関わらず等しく良好な子育て環境を確保していく。</p> <p>(1) 保育士処遇改善費 : 保育士定着率向上のための処遇改善経費への補助 (2) 特定支援保育加算事業 : 障害児等要支援児童受け入れのための保育士加配経費への補助 (3) 幼児国際教育事業 : 入所児が英語に親しむ場を設けるための英語講師派遣委託経費への補助 (4) 東京都社会福祉協議会加入会費補助 : 保育士への研修等を行う東京都社会福祉協議会への加入会費の補助 (5) 園外保育活動経費補助 : 園外保育用バス借上げ経費への補助</p>					
14	その他	中高生等の居場所づくり	児童・家庭支援センター		
<p>児童館利用の一定の時間を中高生専用とし、スポーツや音楽活動等を通して中学生・高校生等、年長児童の情操を豊かにし、体力・健康の増進を図るとともに、心を開いて話したり、ほっとできる場所とする。</p>					

■施策目標2 安心して子育てができ、子どもたちが安全にすくすくと育つ地域づくりを進めます

地域で安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談に応じ、子育てサービス利用者の支援に努めるとともに、親の子育て力の向上を図り、子育ての不安や悩みの解消を支援し、虐待の未然防止・早期発見・対応に努めます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るとともに、子育て支援へ取り組む企業の支援や仕事と家庭の両立支援を推進します。

さらに、各種健康診査の実施や予防接種による感染症予防、心の悩みの相談など、子どもの健康な心と体の成長を支援します。

1	事業1	チャイルド・ケア・プランナー事業	重点	児童・家庭支援センター
保健所、保育園、幼稚園、小学校、児童館など子育て支援サービスの情報を紹介しながら子育てのさまざまな相談に応じる。				
現況	H25年度相談実績 1,894件		5年後の姿	H31年度 児童・家庭支援センターを拠点とし、チャイルド・ケア・プランナーを常駐。
2	事業5	乳児家庭訪問指導	重点	健康推進課
すべての乳児の家庭に保健師が訪問し、各家庭に応じた乳児の発育・発達や健康状態の観察と育児についての適切な助言・指導を行うことにより、発育の遅れ等の早期発見や保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り、乳児の健康を増進するとともに虐待防止を図る。				
現況	H25年度訪問実績 422件		5年後の姿	H31年度 全戸訪問を目標に実施体制を確保。
3	事業6	子どもと家庭に関わる総合相談事業	重点	児童・家庭支援センター
東京都児童相談センターをはじめ、教育・保健・医療機関・主任児童委員等と連携しながら、迅速・的確な相談・見守り体制を確立する。これにより子育ての悩みや負担感を軽減し、子どもの虐待の予防など課題解決に結びつける。				
4	多様2	要保護児童地域対策協議会		児童・家庭支援センター
虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止のため、「子どもと家庭に関わる総合相談関係機関」の他、家庭裁判所、医師会、民生児童委員、青少年委員、人権擁護委員、区内4警察署を構成員に加えた「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議、実務者会議を開催し、情報共有、相互の連携・協力、虐待防止に向けた普及・啓発活動を行う。				
5	多様2	子どもへの虐待防止講習会		児童・家庭支援センター
子どもへの虐待などのあらゆる暴力防止講習会を実施する。				
6	多様2	子育て支援講座 親と子の絆プログラム		児童・家庭支援センター
地域における子育て支援の充実と虐待の未然防止と親の子育て力の向上を図るため、対象児童の年齢別に「ベビープログラム」、「ノーバディーズ・パーフェクト」、「COMMON SENSE・ペアレンティング」を実施する。				
7	事業7	子育てひろば事業	条例 重点	児童・家庭支援センター
子育て中の保護者と乳幼児が自由に遊べる広場として常時開放している。 また、保護者が他の利用者や職員などと交流、相談することで、子育ての悩みや不安を解消し、子育ての負担感を軽くする。				
現況	H25年度 32,139(人回)		5年後の姿	H31年度 52,000(人回) (開設日数 30人×290日×6館)

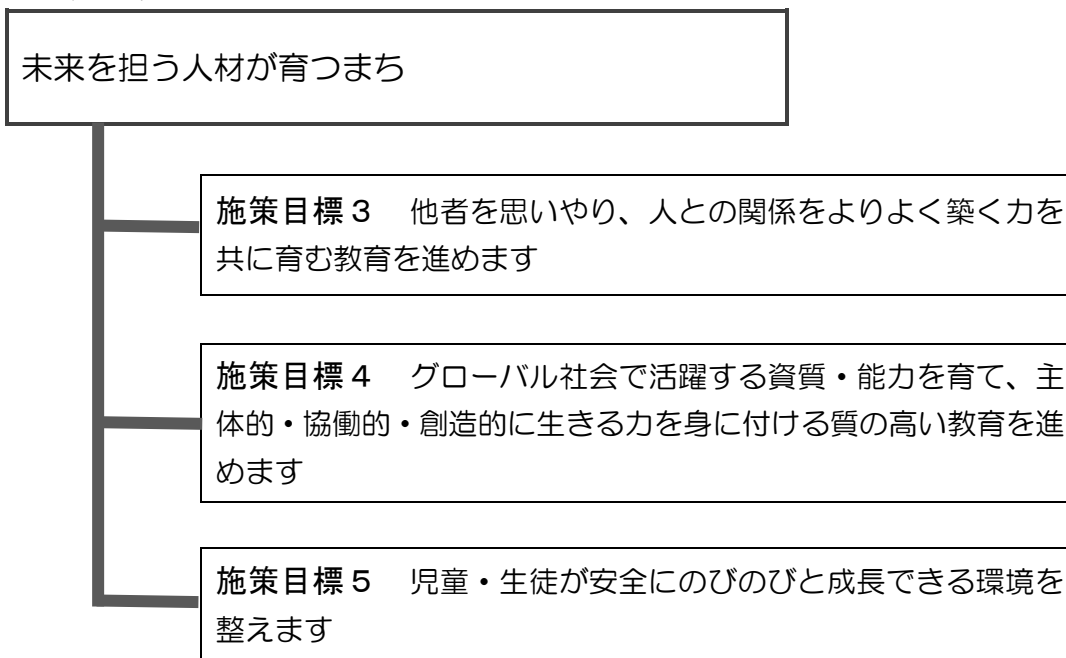
8	事業8	区立幼稚園における一時預かり	重点	子ども支援課
在園している幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かっている。				
現況	H25年度 10,800人(延べ利用者数)		5年後の姿	H31年度 29,920(人日)
9	事業8	一時(いっとき)預かり保育	重点	児童・家庭支援センター
保護者が育児を離れてほっと一息ついて自身の用事やリフレッシュができるよう、乳幼児を児童館等で一時的に預かる。また、民営施設では、利用時間帯・利用時間数を拡大実施する。				
現況	H25年度 6,963人(延べ人数)		5年後の姿	H31年度 16,820人
10	その他	スポット延長保育		子ども支援課
保護者が一時的な就労等の理由により児童を保育することが困難な場合に、従来の延長保育(月ぎめ延長保育)の規定にかかわらず、必要なときだけの延長保育(スポット延長保育)をすることにより支援する。				
11	その他	年末保育		子ども支援課
保護者が年末の就労等により保育をすることが困難な児童に対して、区立保育園において保育を行う。				
12	その他	訪問型一時預かり保育事業	条例 重点	児童・家庭支援センター
子育て・家族2級支援者養成講座を受講し支援者認定を受けた支援会員が、登録会員の支援要請に応じ会員宅等で一時預かり保育等を行う。夜間・宿泊保育、新生児保育にも弾力的に応じる。				
現況	H25年 16,715時間		5年後の姿	H31年 21,900時間
13	事業10	ファミリー・サポート・センター事業	条例 重点	児童・家庭支援センター
地域における区民や区内大学生を取り込んだ育児の相互支援活動をの充実を図る。世代を超えた育児支援の輪が地域に根づくように会員の確保、活動の調整、普及啓発活動などを進めることで、子育て家庭の支援を図る。				
現況	〈就学児の放課後預かりの利用件数〉 H25年度 249件		5年後の姿	〈就学児の放課後預かりの利用件数〉 H31年度 365件
14	多様3	受験生チャレンジ支援貸付事業		福祉総務課
一定所得以下の方への生活安定に向けた生活相談等を行い、中学校3年生、高校3年生等の子どもの親等へ学習塾等受講料、大学受験料の貸付を実施する。				
15	多様3	母子家庭等自立支援給付金事業		生活福祉課
母子家庭等の母又は父子家庭の父への自立援助の給付金制度です。児童扶養手当を支給されているなどの条件を満たしている方で、雇用保険制度の教育訓練給付の指定訓練講座などを受講した場合は、「自立支援教育訓練給付金」が、看護師、介護福祉士など指定資格を取得するために2年以上修業する場合は、「高等職業訓練促進給付金」が給付されます。				
16	多様3	母子生活支援施設の利用		生活福祉課
生活、住宅、教育、就職等の解決困難な問題を抱え、又はDV被害等により精神的な支援を必要とし、18歳未満の児童の養育が困難な状態にあつて、施設での保護を希望する方には、生活面、養育面等の必要な援護を行う母子生活支援施設への入所を支援する。				

17	多様3	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	福祉総務課
20歳未満の児童を扶養し、都内に6か月以上居住しているひとり親家庭などに対し、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けする。			
18	多様3	ひとり親家庭等の医療費助成	子ども支援課
区内に住所を有しているひとり親家庭等の父または母(養育者)とその児童が医療機関で治療を受けた時の保険診療の自己負担分を助成する。			
19	多様3・4	居住安定支援家賃助成	まちづくり総務課
区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯で、やむを得ない事由により、区内での居住継続が困難となった世帯に対し、家賃等の一部を助成することにより、定住を支援する。			
20	多様5	次世代育成支援行動計画策定奨励金	子ども総務課
一般事業主行動計画を策定し、公表した企業に奨励金を支給する。			
21	多様5	企業の子育て支援への取り組みを区の契約制度へ反映	契約課
区の一部契約制度において、入札参加要件等に子育て支援の取り組みを実施していることを盛り込んでいる。			
22	多様5	中小企業従業員 仕事と育児支援助成事業	国際平和・男女平等人権課
仕事と家庭の両立支援を推進し、男女がともに働きやすい環境をつくるため、育児休業を取得中の従業員をもつ中小企業の事業主が、雇用保険の育児休業給付に上乗せして賃金を支給する場合、その一部を助成する。 また、新たに配偶者出産休暇制度を導入し、従業員が利用した際の奨励金や子の看護休暇を利用した際の奨励金を支給する。			
23	多様5	育児・介護休業者職場復帰支援事業	国際平和・男女平等人権課
仕事と家庭の両立支援を推進し、男女がともに働きやすい環境をつくるため、育児・介護休業を取得中の従業員が円滑に職場復帰を果たせるよう、計画的に支援を行っている中小企業に対して、奨励金を支給する。			
24	その他	次世代育成手当	子ども支援課
妊娠したときから始まる次世代の育成に対し、広く手当を支給することにより、これを支援し、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。 (1)次世代育成手当 区内在住で高校生相当年齢の児童を養育する生計中心者に手当を支給する。 所得制限なし。 児童一人につき月額 5,000 円 (2)誕生準備手当 妊娠 19 週を経過した後(第 20 週)から出産に要する経費として 45,000 円を支給する。			
25	その他	こども医療費助成(高校生等医療費助成含む)	子ども支援課
18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある子どもが、医療機関で治療を受けた時の保険診療の自己負担分を助成する。			
26	その他	次世代育成住宅助成	まちづくり総務課
親元近居のために住み替えを行う子育て世帯・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯に対して住宅助成を行い、民間住宅ストックを活用しながら区内での定住や世代間共助のライフスタイルを支援する。			

27	事業 11	妊婦健康診査	重点	健康推進課
妊婦及び胎児の健康管理のための健康診査を指定医療機関に委託して実施し、流・早産の防止や母児の障害予防・早期発見を図る。				
現況	H25 年度実績 565 人		5 年後の姿	H31 年度 23 区と連携し体制を整備。
28	その他	平日準夜間小児初期救急診療		地域保健課
平日の医療機関の診療時間終了後における小児救急診療体制を確保するため、区内医師会の参加協力を得て、日本大学病院に委託し、「ちよだこども救急室」を開設する。				
29	その他	子どもの予防接種		健康推進課
子どもの感染症を予防するため、定期予防接種を無料で実施するほか、任意予防接種についても区独自に接種費用の助成を行い、子育て環境の充実を図る。				
30	その他	アレルギー健康診査・相談		健康推進課
乳幼児のアレルギー疾患の発症予防・疾患に対する不安の解消等を目的に、乳幼児健康診査時にアレルギー疾患に対する健康診査を実施する。1歳6か月児健診時には、小中学生も対象に含め環境衛生監視員や栄養士等により多角的にアレルギー相談を実施するほか、専門医によるアレルギー予防教室を長期休業日（春・夏・冬休み）に開催するなど、保護者や中学生までのお子さんがアレルギーについての相談や、知識を得ることができる体制を充実させる。				
31	その他	離乳食講習会		健康推進課
6か月児を対象に7・8か月頃の離乳食を中心に「進め方・作り方」のお話しと実習を行い、離乳食についての知識を深め、子育てを支援する。				
32	その他	乳幼児健康診査		健康推進課
乳幼児が健やかに成長するよう、乳幼児期の発育・発達状態を診査し、保護者に対して個別に適切な保健相談・歯科相談・栄養相談等を実施し、子どもの健全育成を図る。				
33	その他	親子学級		健康推進課
初めて母親・父親になる人を対象に、妊娠・出産・育児・食生活等について助言・指導を行う。また、母親同士や両親同士で情報交換や仲間づくりができる場として開催し、子育てを支援する。				
34	その他	ビーバー教室		健康推進課
生後11か月児とその保護者を対象に、「離乳の完了と間食のとり方」、「この時期のむし歯予防のポイント」、「お口の機能に合わせた食べ方」の話、お口のお手入れ方法の実習の教室を実施する。				
35	その他	はみがき教室		健康推進課
乳幼児を対象に、むし歯予防を实践するため、はみがきの実技やむし歯予防に関するお話、相談等、はみがき教室を実施する。				
36	その他	歯科保健相談		健康推進課
乳幼児と妊産婦を対象に、定期的な歯科健診や必要に応じてフッ素塗布などの予防処置を実施する。				

37	その他	歯科健康教室	健康推進課
<p>区立幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校へ希望により、歯科保健教育の支援を行う。また、口腔機能の発達に関する講演会や、学校の休みを利用して、児童館などで歯と口の健康づくり教室を実施する。</p>			
38	その他	食べ方相談	健康推進課
<p>食べ方に不安を抱える子どもを持つ保護者を対象に、食べる機能の発達やその解決方法について指導する。</p>			
39	その他	健やか親子相談	健康推進課
<p>区内在住の妊娠中の方および0歳から就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの発達、くせ、兄弟関係、保護者の悩み等、子育て全般について心理相談員が個別相談を実施する。</p>			
40	その他	心の相談室	健康推進課
<p>精神科医と保健師が、心に悩みを抱える人またその家族等に対して、日常生活や就労における悩み、精神疾患による気分の変動などに応じた対処方法などについて相談に乗り、精神障害の早期発見、早期治療や社会復帰に向けたアドバイスをを行う。</p>			
41	その他	赤ちゃん・ふらっと	子ども総務課
<p>授乳及びおむつ替え等のための施設整備の設置を促進するとともに、区民に授乳スペースの所在等を広く周知することにより、乳幼児をもつ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。</p>			

施策のみちすじ2



施策のみちすじ 未来を担う人材が育つまち

■施策目標3 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます

社会性の育成や体験活動を通し子どもの思いやりの心を育む教育に努め、いじめの未然防止、早期発見・対応に取り組みます。地域と連携し、地域における子どもたちの安全な生活の場の確保を図ります。

また、特別な支援が必要な子どもの発達支援や生活支援に努めます。

1	多様4	子どもの健康相談	児童・家庭支援センター
発達支援についての保護者の気がかりや心配に対して発達外来担当医師と臨床発達心理士が相談を行い、保護者の子育てを支援するとともに必要に応じて児童療育事業など早期支援につなげる。			
2	多様4	子ども発達センター	条例 児童・家庭支援センター
子どもの健康相談で早期発見された個別のニーズがある子どもたちに対して、早期支援を目的に専門職による児童療育事業を実施する。			
3	多様4	就学支援事業	児童・家庭支援センター
児童療育の延長で就学について支援する就学相談を行う。また、就学時健診後に相談が必要な児童や公立中学校への就学児の相談を行い、保護者同意に基づき児童の情報を就学する学校に伝え、円滑な就学に向けて支援の継承を行う。			

4	多様 4	個に応じた指導の充実	指導課・学務課
<p>(1) 学校生活サポート 特別に教育的支援が必要な幼児・児童・生徒が通常の学級または特別支援学級に就学する場合、児童等の状況に応じて、該当学級に学習や生活の支援をする学習・生活支援員を配置し、児童等に個別の学習支援等を行うとともに、学級指導・運営の充実に寄与する。また必要に応じて帰国・外国人の幼児・児童・生徒に年間 50 時間以内で通訳補助員を配置する。</p> <p>(2) 教育活動アシスタント配置 通常の学級における学習指導において、個別指導を行う必要がある児童等に、個別指導を行うことによって、基礎・基本の定着及び個に応じた指導の充実を図る。</p> <p>(3) 発達支援アドバイザーの派遣 心理・医療等の専門家を「発達支援アドバイザー」として各学校(園)に派遣し、通常の学級に在籍する特別な配慮・支援を必要とする児童等の状況を把握し、適切な指導方法などについて教職員に指導助言する。</p> <p>(4) 特別支援学級教室の整備、校内通級・通級指導 心身に障害のある児童等に対して、障害の程度に応じた適切な指導を図るため、特別支援学級を設置し、指導の充実を図る。さらなる充実に向け、平成 28 年度から、全小・中学校・中等教育学校に情緒障害の特別支援教室を設置する。児童等は校内通級を行い、教員は巡回指導を行う。平成 27 年度から一部試行を行い、開始に向けて指導体制を整えていく。</p>			
5	多様 4	発達障害等の療育経費助成	児童・家庭支援センター
<p>発達障害等の子どもが、個別の相談や療育を受けた場合にかかる経費の一部を助成することにより、保護者の経済的・精神的な負担を軽減するとともに、早期受診を通じて、障害の早期発見・早期療養の開始により子どもの生活を支援する。</p>			
6	多様 その他	心の教育の推進	指導課
<p>(1) いじめ防止プロジェクト 大きな社会問題となっている「いじめ問題」について、子ども達の SOS を見逃さず、未然防止・早期発見・早期対応ができるよう、学校・家庭・地域が連携した取り組みを行います。</p> <p>(2) いじめ相談ホットライン いじめの相談体制を構築するため、24 時間 365 日対応のいじめ相談電話を設置し、児童・生徒の SOS に迅速に対応するとともに、児童・生徒及び保護者への啓発資料を作成し、事業の周知を図る。</p> <p>(3) フレンドシップ・サポート スクール・カウンセラー等臨床心理士の専門家の指導により、ストレスをコントロールしたり、他者と交流したりするためのワークショップを行い、子どもたちの社会性の育成を図る。</p> <p>(4) スクールライフ・サポーター派遣 区立小学校・中学校に、地域人材や大学生を派遣し、日常的に児童・生徒たちとの交流を図り、学校生活を教師とともに支援することにより、社会性や人間性を育むとともに、いじめに繋がるような問題の未然防止や早期発見に努める。</p> <p>(5) 親子で学ぶ「情報モラル」 ICTツールの普及に伴い、子どもがインターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーの知識を保護者と共に学び、情報モラルの育成を図る。</p> <p>(6) 心の教育コーディネーター派遣 区立小・中学校・中等教育学校に専門性のある講師を派遣し、道徳教育の一層の充実を図るとともに、児童・生徒の豊かな体験活動を推進し、心の教育の充実を図る。</p>			
7	その他	子育て・家族支援者の養成	児童・家庭支援センター
<p>「子育てしやすい地域づくり」や「地域における子育て支援力の醸成」を目的として、区内で子育て支援の担い手となる意欲のある人を対象に、実績のある特定非営利活動法人(あいぽーとステーション)と協働して、子育て支援活動に必要な知識・経験を習得する「子育て・家族支援者養成講座」を開催し、地域の子育て・家族支援人材を養成する。</p>			
8	その他	セーフティ教室	指導課
<p>学校において、警察官や専門機関職員等から児童・生徒に犯罪についての理解や犯罪の被害に遭わないための方法を学ぶ。 あわせて、保護者・地域住民も参加した協議会を開催し、学校・家庭・地域が連携した子どもを犯罪から守る取り組みの推進を図る。</p>			
9	その他	サービス評価制度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例</div> 子ども支援課 児童・家庭支援センター
<p>点検評価事業者が問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けていくとともに、利用者の適切な選択を支援するための情報提供に資するため、サービス評価制度を推進する。</p>			

10	その他	保育所等指導・監査	子ども支援課
新制度の施行に伴い、区が指導・監査を行うことになる施設の財務資料、人事資料等について、公認会計士や社会保険労務士に監査を委託する。			
11	その他	保健福祉オンブズパーソン	福祉総務課
保健福祉サービス利用者の苦情申立てを自ら受け付け、公正・中立な立場で調査をし、必要と判断したときは、意見表明やサービスの是正を勧告する。			
12	その他	子育て応援ガイドブック	児童・家庭支援センター
子育て関連情報を盛り込んだ子育て応援ガイドブックを作成する。			
13	その他	教育広報紙	子ども総務課
教育や子育てを取り巻く環境の変化に対応し、教育委員会と保護者・地域社会を結ぶ情報の“かけはし”として、教育広報紙「かけはし」を発行する。			
14	その他	子どもと家庭に関わる総合相談職員の対応能力の向上	児童・家庭支援センター
子育て中の保護者を支えるため、幼稚園、保育園、こども園、児童館などの教職員を対象に、保護者支援の具体的な方法についての研修を充実する。			

■施策目標 4 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

未来を担う子どもたちが、国際的視野を広めることができるような、千代田区の特性を生かした特色ある教育を行います。

また、きめ細やかな学習指導を行うことで基礎学力の定着を図り、情報教育の充実や専門性の高い教科指導を実施していきます。

1	その他	国際教育の推進	指導課
国際的視野を広め、国際性豊かな幼児・児童・生徒の育成と国際教育を推進するとともに、帰国児童・生徒及び外国人児童・生徒の受入・適応体制整備や指導の充実を図る。			
2	その他	特色ある教育活動	指導課
各校(園)で創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行うことを目的として、NPO法人や企業、教育機関が集積する千代田区ならではの特性を生かし、学校・園に地域の人材や専門家等を指導者として迎え、学習・活動内容の充実を図る。			
3	その他	きめ細やかな指導の推進	指導課
区独自の講師を派遣し、区習熟度別指導や少人数指導など、きめ細やかな指導を行い、基礎学力の定着を図る。また、児童・生徒の学力達成度を調査し、指導の改善を図る。			
4	その他	ICT教育の推進	指導課
小学校・中学校・中等教育学校で、より高度な情報化社会への対応に備え、コンピュータやインターネットの活用による情報教育の充実を図る。			
5	その他	親子で学ぶ「情報モラル」<再掲 3-7>	指導課
ICTツールの普及に伴い、子どもがインターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーの知識を保護者と共に学び、情報モラルの育成を図る。			
6	その他	健康・食育・体力向上プラン	指導課
心と体の健康づくりの推進に向けて、区立幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校へ専門家を派遣し、効果的な食事や長期に必要な栄養摂取等について、個別、全体、保護者等へのアドバイスや指導を行う。			

■施策目標5 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

児童・生徒の健全育成を図るため安全な遊び場の確保を推進します。また、登下校時の見守りやパトロールの実施、緊急時の情報を迅速に伝えるための連絡網メール配信システム、防災教育等、児童・生徒が安全・安心な環境づくりを整備します。

1	その他	子どもの遊び場確保の取組み	子ども総務課
「子どもの遊び場推進会議」を設置、「子どもの遊び場事業」の見直しや実施の拡大等を検討し、事業の実施を推進する。			
2	その他	ちよだまちかど見守り隊・こども110番の家	子ども総務課
犯罪から子どもを守り、安全で安心な地域社会をめざすために、通学区域内の見守りスポットにおいて、登下校時に合わせ保護者・教職員・地域住民が見守り活動やパトロール活動を実施する。また、「こども110番協力の家」を通学路沿いに確保する。			
3	その他	連絡網メール、安全・安心メール配信システム	子ども総務課
緊急かつ一斉に連絡することが必要な情報を、区立幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校・保育園及び学童クラブから、当該学校・園等の保護者の携帯電話やパソコンに電子メールで迅速かつ的確に伝達する。			
4	その他	防災教育の推進	指導課
災害時に自他の生命を守るための態度や行動力を育成するため、小学校高学年から中学校・中等教育学校までの児童・生徒を対象に、体験的・実践的な防災教育を実施する。			
5	その他	公園・児童遊園	道路公園課
だれもが利用しやすく開かれた公園をめざし、地域住民の参画を得て、公園や児童遊園の整備を行う。			

◆次世代行動計画事業の全体系

施策目標1	区分	事業名	
じ保 た護 子 育 の 多 が 様 な 環 境 を 整 え る に 応	教育・保育施設給付	区立幼稚園 区立こども園 保育園の待機児童ゼロの堅持と保育サービスの向上	
	地域支援-2	延長保育(月ぎめ延長保育)	
	地域支援-3	学童クラブ事業運営 放課後子どもプラン(学校内学童クラブ)	
	その他	放課後子どもプラン(放課後子ども教室)	
	地域支援-4	子どもショートステイ(短期入所生活援助)	
	地域支援-6	育児支援訪問事業	
	地域支援-7	児童センター・児童館事業運営	
	地域支援-9	病児・病後児保育	
	その他	就学前教育推進等に向けた公立・私立園の連携強化 保育士の処遇改善等私立保育所補助項目の拡充 中高生等の居場所づくり	
	施策目標2	区分	事業名
	安 心 し て 子 育 て が で き 、 子 ど も た ち が 健 や か に 成 長 で き る ま ち	地域支援-1	チャイルド・ケア・プランナー事業
地域支援-5		乳児家庭訪問指導	
地域支援-6		子どもと家庭に関わる総合相談事業	
多様な取り組み-2		要保護児童地域対策協議会 子どもへの虐待防止講習会 子育て支援講座 親と子の絆プログラム	
地域支援-7		子育てひろば事業	
地域支援-8		区立幼稚園における一時預かり 一時(いっとき)預かり保育	
その他		スポット延長保育	
その他		年末保育	
その他		訪問型一時預かり保育事業	
地域支援-10		ファミリー・サポート・センター事業 受験生チャレンジ支援貸付事業 母子家庭等自立支援給付金事業	
多様な取り組み-3		母子生活支援施設の利用 母子福祉資金・父子福祉資金の貸付 ひとり親家庭等の医療助成	
多様な取り組み-3、4		居住安定支援家賃助成 次世代育成支援行動計画策定奨励金	
多様な取り組み-5		企業の子育て支援への取り組みを区の契約制度へ反映 中小企業従業員 仕事と育児支援助成事業 育児・介護休業者職場復帰支援事業	
その他		次世代育成手当 こども医療費助成(高校生等医療助成含む) 次世代育成住宅助成	
地域支援-11		妊婦健康診査 子育て支援講座 親と子の絆プログラム 平日準夜間小児初期救急診療 子どもの予防接種 アレルギー健康診査・相談	
その他		離乳食講習会 乳幼児健康診査 親子学級、ビーバー教室、はみがき教室、歯科保健相談、歯科健康教室、食べ方相談、健やか親子相談、心の相談室 赤ちゃん・ふらっと	

施策目標3

他者を思いやり、
 教育を進め、
 人との関係をよりよく築く力を共に育

区分	事業名
多様な取り組み-4	子どもの健康相談
	子どもの発達センター
	就学支援事業
	個に応じた指導の充実
	発達障害等の療育経費助成
その他	心の教育の推進
	いじめ防止プロジェクト
	いじめ相談ホットライン
	フレンドシップ・サポート
	スクールライフ・サポーター
	親子で学ぶ「情報モラル」
	心の教育コーディネーター派遣
	子育て・家族支援者の養成
	セーフティ教室
	サービス評価制度
	保育所等指導・監査
	保健福祉オンブズパーソン
	子育て応援ガイドブック
	教育広報紙
	子どもと家庭に関わる総合相談職員の対応能力の向上

施策目標4

高い能力を有する、
 国際教育の推進、
 特色ある教育活動、
 きめ細やかな指導の推進、
 ICT教育の推進、
 親子で学ぶ「情報モラル」、
 健康・食育・体力向上プラン

区分	事業名
	国際教育の推進
	特色ある教育活動
	きめ細やかな指導の推進
	ICT教育の推進
	親子で学ぶ「情報モラル」
	健康・食育・体力向上プラン

施策目標5

児童の安全・安心を確保し、
 子どもの遊び場確保の取組み、
 ちよだまちかど見守り隊・こども110番の家、
 連絡網メール・安全・安心メール配信システム、
 防災教育の推進、
 公園・児童遊園

区分	事業名
その他	子どもの遊び場確保の取組み
	ちよだまちかど見守り隊・こども110番の家
	連絡網メール・安全・安心メール配信システム
	防災教育の推進
	公園・児童遊園

7. 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業

(1) 千代田区における教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定です。

千代田区の教育・保育提供区域は、地域の実情及び保育ニーズの動向などを踏まえ、皇居を中心に南西エリアの麴町区域、北東エリアの神田区域の2区域をもって教育・保育提供区域とします。

■教育・保育提供区域

区域	麴町区域	神田区域
管轄出張所	麴町出張所・富士見出張所	神保町出張所・神田公園出張所 万世橋出張所・和泉橋出張所
区域内町名	丸の内、大手町、内幸町、有楽町、霞が関、永田町、隼町、平河町、麴町、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、日比谷公園、九段南、九段北、富士見、飯田橋、千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目	一ツ橋二丁目、神田神保町、三崎町、西神田、猿樂町、神田駿河台、神田錦町、神田小川町、神田美土代町、内神田、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田駿河台、神田淡路町、神田須田町、外神田、鍛冶町、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田、神田和泉町、神田佐久間町、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町

■平成 26 年度現在の教育・保育提供区域の状況

提供区域	麴町区域	神田区域
データ基準日	平成 26 年（4 月 1 日）	
総人口	27,650 人	24,793 人
0 歳～2 歳	845 人	611 人
3 歳～5 歳	862 人	457 人
6 歳～11 歳	1,688 人	751 人
教育・保育施設	幼稚園 6（うち私立 3） こども園 1 認可保育所 4 認証保育所 6 その他 3 子育て支援拠点（児童館等） 3	幼稚園 4（うち私立 1） こども園 1 認可保育所 3 認証保育所 4 その他 3 子育て支援拠点（児童館等） 3

(2) 量の見込みと確保方策

■ 教育・保育施設給付

「子ども・子育て支援新制度」で創設された「施設型給付*1」及び「地域型保育給付*2」により、千代田区が実施主体となり幼児期の学校教育・保育施設の確認及び給付を実施します。

また、区は、民間による認可保育所や認可外保育所など*3 が、安定的かつ継続性のある施設運営等ができるようにさまざまな支援を実施していきます。

教育・保育を利用する子どもの保護者による認定の申請を受け、家庭の状況や希望に応じ、1号～3号の区分*4で認定します。

千代田区の児童が将来利用する教育・保育施設については、今後の人口予測、現在の教育・保育施設の利用実態、利用実績の推移等を踏まえ、ニーズ調査による利用希望を勘案し、必要利用定員を定めるものとします。

*1 施設型給付

従来は、保育所・幼稚園・こども園に対し、異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきました。新制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化します。区市町村は、利用者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領(施設・事業者が代理して給付を受領)する仕組みです。そのため、保護者に支払われる施設型給付費の請求は各施設が保護者に代わって区市町村に請求することになります。

例 認定こども園、幼稚園、保育所 ※現在、千代田区に認定こども園はありません。

*2 地域型保育給付

小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的としています。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業を「地域型保育事業」として区市町村が認可し、地域型保育給付の対象とします。事業の認可については、国が新たに設けた基準に沿って行われます。

*3 認可外保育所など

P33 参照。

*4 幼児期の教育標準時間認定・保育認定

1号認定は、3歳～5歳のお子さんで、認定こども園、幼稚園が利用できます。

2号認定は、3歳～5歳のお子さんで、認定こども園・保育園が利用できます。

3号認定は、0歳～2歳のお子さんで、認定こども園・保育園・地域型保育事業が利用できます。

千代田区の教育・保育施設の現状

- ・3～5歳の幼稚園の利用者(新制度における1号認定)は、平成26年度の幼稚園定員599人に対し、496人となっています。(区立幼稚園、こども園(短時間)、幼保一体型(短時間)の合計。)
- ・3～5歳の保育所等*1*2の利用者(新制度における2号認定)は、平成26年度の定員631人に対し、604人で、待機児童は0人となっています。
- ・0～2歳の保育所等*1*2の利用者(新制度における3号認定)は、平成26年度の0歳児は、定員154人に対し114人、1～2歳児は定員459人に対し484人(定員弾力化適用)で、待機児童は0人となっています。
- ・「待機児童」*3とは、認可保育所の申し込みにおいて全園希望をしているにもかかわらず、どの園にも入ることができない児童の中で、どの認定保育所や認可外保育所等に入所しておらず、また、入所する予定もない児童のことをいいます。毎年度、年度当初は待機児童0人となっていますが、出生や転入による児童数の増加に伴い、年度途中に待機児童が発生・増加する傾向となっています(平成27年2月1日現在12人)。
- ・「特定園留保」とは、近隣や兄・姉が在園している認可保育所等の特定の認可保育所のみを希望し、入園待ちとなっている児童のことをいいます(平成27年2月1日現在276人)。
- ・「留保」とは、認定保育所や認可外保育所等の保育施設を現在利用されている児童で、認可保育所への入園を希望されている児童のことです(平成27年2月1日現在155人)。

■ 区の教育・保育施設の定員(受入可能数)平成26年4月1日現在(幼稚園は5月1日)

区分	受入可能数	
幼稚園1号 3～5歳	定員数 599人(区立幼稚園、こども園(短時間)、幼保一体型(短時間)の合計) 幼稚園 405人 こども園 109人 幼保一体型 85人	
H27年度時点では給付対象外	区内私立幼稚園の状況(H26年4園合計) 定員数 600人 在籍数 525人(うち区民在園児は83人)	
保育園2号 3～5歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">631人</div>	認可保育所 368人 こども園 141人 認証保育所 48人 幼保一体型 50人 合計 607人	地域型保育事業(認可外) 保育室 24人 合計 24人
保育園3号 0歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">154人</div>	認可保育所 70人 こども園 27人 認証保育所 35人 幼保一体型 10人 合計 142人	地域型保育事業(認可外) 保育室 8人 家庭的保育 4人 合計 12人
保育園3号 1～2歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">459人</div>	認可保育所 208人 こども園 77人 認証保育所 99人 幼保一体型 35人 合計 419人	地域型保育事業(認可外) 保育室 34人 家庭的保育 6人 合計 40人

- *1 保育所の定員は平成26年4月1日時点の認可保育所、こども園、幼保一体施設、認証保育所、保育室、家庭的保育事業の合計。
- *2 認証保育所の定員のうち、丸の内・霞が関周辺の4施設は、区民の利用者割合(20%)を、それ以外の認証保育所は、区民の利用者割合(80%)を掛けた値とした。
- *3 待機児童の定義は、平成26年度までの定義であり、平成27年4月からの新たな定義については次頁を参照。

保育所等利用待機児童の定義（平成27年1月14日厚生労働省通知）

把握内容	調査日時点(各年4月1日及び10月1日)において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。
注1	保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。
注2	広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
注3	付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、 ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童 ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童 ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。
注4	いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。
注5	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。
注6	産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。
注7	他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。 ※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは… ① 開所時間が保護者の需要にしている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど) ② 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など) ③ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設 ④ 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)
注8	保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

量の見込みと確保方策の考え方

- ・幼稚園・こども園の確保については、定員の拡充等により、見込み量の確保をします。
- ・2号認定の保育所・こども園の確保については、新たな認可保育所等の設置の検討や定員の拡充等で、見込み量を確保します。
- ・3号認定の保育所・こども園の確保については、新たな認可保育所、家庭的保育等の設置の検討や定員の拡充等で見込み量を確保します。
- ・認証保育所及び区独自の補助施設についても2号認定及び3号認定の確保の対象施設とします。

幼稚園・こども園 1号認定と2号認定（幼稚園希望）の利用（3～5歳）

(人)

千代田区全域		※平成26年度実績(定員)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		496人 (定員599)	597	655	718	779	798
② 確保数	区立幼稚園(特定教育保育施設)	※幼稚園は5/1こども園は4/1時点	574	589	664	664	684
	確認を受けない幼稚園	83	87	98	108	118	121
	計	579	661	687	772	782	805
確保の状況 ②-①			64	32	54	3	7

麹町地区		地区内施設	麹町幼稚園 九段幼稚園 番町幼稚園 ふじみこども園(短時間)				
		※平成26年度実績(定員)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		357人 (定員379)	437	471	512	544	551
② 確保数	区立幼稚園(特定教育保育施設)	※幼稚園は5/1こども園は4/1時点	379	394	469	469	489
	確認を受けない幼稚園	53	57	62	66	70	71
	計	410	436	456	535	539	560
確保の状況 ②-①			▲1	62	23	▲5	9

神田地区		地区内施設	お茶の水幼稚園 千代田幼稚園(短時間) 昌平幼稚園(短時間) いずみこども園(短時間)				
		※平成26年度実績(定員)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		139人 (定員220)	160	184	206	235	247
② 確保数	区立幼稚園(特定教育保育施設)	※幼稚園は5/1こども園は4/1時点	195	195	195	195	195
	確認を受けない幼稚園	30	30	36	42	48	50
	計	169	225	231	237	243	245
確保の状況 ②-①			65	47	31	8	▲2

保育所・こども園 2号認定の利用(3~5歳)

(人)

千代田区	平成26年度 実績・定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	604人	633	708	784	859	880
②確保数	(定員 631)	744	810	906	906	906
確保の状況 ②-①		111	102	122	47	26

麹町地区	地区内施設 (平成26年度)	【認可保育所】 麹町保育園 四番町保育園 アスクニ番町保育園 ポピンズナーサリースクール一番町 【こども園(長時間)】ふじみこども園 【認証保育所】 保育園ドルチェ キッズスクウェア丸の内東京ビル 小学館アカデミーかすみがせき保育園 ピノキオ幼児舎番町園 キッズスクウェア永田町 キッズスクウェア丸の内永楽ビル 【区補助保育所】ひまわり保育室、ハイブリットママプリスクールナーサリー千代田富士見					
	平成26年度 実績・定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	327人	416	446	482	511	518	
②確保数	(定員 333)	403	469	529	529	529	
確保の状況 ②-①		▲13	23	47	18	11	

神田地区	地区内施設 (平成26年度)	【認可保育所】 西神田保育園 神田保育園 ほっぺるランド西神田 【こども園(長時間)】いずみこども園 【認証保育所】 マミーズエンジェル神田駅前保育園 ココファンナーサリー神田 万世橋 保育室「愛の園」 小学館アカデミー神保町保育園 【幼保一元化幼稚園(長時間)】昌平幼稚園、千代田幼稚園					
	平成26年度 実績・定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	277人	217	262	302	348	362	
②確保数	(定員 298)	341	341	377	377	377	
確保の状況 ②-①		124	79	75	29	15	

保育所・こども園 3号認定の利用(0歳)

(人)

千代田区	平成26年度 実績・定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	114人	217	225	233	240	247
②確保数	(定員 154)	194	233	236	246	251
確保の状況 ②-①		▲23	8	3	6	4

麹町地区	地区内施設 (平成26年度)	【認可保育所】 麹町保育園 四番町保育園 アスクニ番町保育園 ポピンズナーサリースクール一番町 【こども園(長時間)】ふじみこども園 【認証保育所】 保育園ドルチェ キッズスクウェア丸の内東京ビル 小学館アカデミーかすみがせき保育園 ピノキオ幼児舎番町園 キッズスクウェア永田町 キッズスクウェア丸の内永楽ビル 【区補助対象保育所】ひまわり保育室 ハイブリッドママ プリスクールナーサリー千代田富士見 【家庭的保育】あい・ぽーと 小さな家飯田橋					
	平成26年度 実績・定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	57人	114	117	119	120	122	
②確保数	(定員 78)	103	121	122	122	122	
確保の状況 ②-①		▲11	4	3	2	0	

神田地区	地区内施設 (平成 26 年度)	【認可保育所】西神田保育園 神田保育園 ほっぺるランド西神田 【こども園(長時間)】いずみこども園 【認証保育所】マミーズエンジェル神田駅前保育園 ココファンナーサリー 神田万世橋 保育室「愛の園」 小学館アカデミー神保町保育園 【幼保一元化保育所】小学館アカデミー昌平保育園 マミーズエンジェル千 代田保育園 【家庭的保育】あい・ぽーと 小さな家東神田				
	平成 26 年度 実績・定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	57 人	103	108	114	120	125
②確保数	(定員 76)	91	112	114	124	129
確保の状況 ②-①		▲12	4	0	4	4

保育所・こども園 3号認定の利用(1~2歳)

(人)

千代田区	平成 26 年度 実績・定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	平成 26 年度 実績・定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	484 人	549	558	578	600	619
②確保数	(定員 459)	561	610	658	648	648
確保の状況 ②-①		12	52	80	48	29

麴町地区	地区内施設 (平成 26 年度)	3号認定の利用(0歳)と同様				
	平成 26 年度 実績・定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	249 人	313	314	322	329	335
②確保数	(定員 235)	301	338	362	352	352
確保の状況 ②-①		▲12	24	40	23	17

神田地区	地区内施設 (平成 26 年度)	3号認定の利用(0歳)と同様				
	平成 26 年度 実績・定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	235 人	236	244	256	271	284
②確保数	(定員 224)	260	272	296	296	296
確保の状況 ②-①		24	28	40	25	12

①認定こども園の普及に関する考え方

- ・千代田区においては、教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、千代田区型幼保一元施設「いずみこども園」、「ふじみこども園」を開設しています。また、区立幼稚園と民営の認可外保育施設を一体として運営する「幼保一体施設*¹」を2施設開設しており、教育・保育の一体的な提供を希望する区民ニーズに対応してきました。
- ・今後の取り組みの基本的な考え方としては、新制度の施行に伴い認定こども園の普及を図る観点から、区立保育園等については、国・東京都の動向を踏まえつつ、区民ニーズ等を勘案しながら、認定こども園への移行について、検討していきます。
- ・区立幼稚園については、これまでの「こども園」や「幼保一体施設」の取り組みを踏まえ、昌平幼稚園・千代田幼稚園と同様に民営の「幼保一体施設内保育園」の併設や幼稚園型認定こども園*²などを検討し、教育・保育の一体的な提供を図ります。
- ・私立の教育・保育施設に対しては、国・東京都と連携した情報提供に努めるとともに、新制度への対応や移行に向けて相談体制などの支援充実に努めます。

②幼保連携型認定こども園の普及に係る考え方

- ・幼保連携型認定こども園*³の普及については、その趣旨を踏まえ、広く情報提供に努めます。また、その導入（開設）については、運営母体が限られることから、区民ニーズや制度内容、他自治体の動向などを踏まえながら総合的に判断していきます。

③教育・保育の一体的提供にともなう人材育成等に係る支援

- ・教育・保育を担う幼稚園教諭と保育士の合同研修や交流に対する支援など、教育・保育の一体的提供に資する人材育成を積極的に進めます。

④質の高い教育・保育を提供するための基本的考え方

- ・本区がこれまで実施してきた教育・保育の一体的提供について、区立や私立などの設置主体、認可や認証などの保育所の種別にかかわらず、同等の保育が提供できるよう、区民ニーズを踏まえながら体制の充実に努めます。

⑤教育・保育の一体的提供に係る教育・保育施設間の連携

- ・区内の幼稚園、保育園など相互の連携を円滑に図るため、体制の充実に努めます。特に、2歳児から3歳児には利用者の施設間移動が想定されることから、教育・保育施設（幼稚園、保育園）と地域型保育事業や認可外保育施設とのきめ細かな連携・引継ぎを促進します。
- ・また、幼稚園や保育所等の就学前教育・保育施設と小学校との連携など、千代田区の子どもたちが、選択した施設・事業にかかわらず、質の高い教育・保育が提供され、就学前後で切れ目なく教育・保育を受けられるよう、体制の充実に努めます。

* 1 幼保一体施設

保護者の就労形態の違いにより、子どもの就園先を区別しない、幼稚園・保育園の枠を超えた乳幼児育成施設です。

* 2 幼稚園型認定子ども園

幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ。

* 3 幼保連携型こども園

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ。

■ 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、千代田区が、地域の実情・ニーズに応じて事業を実施するものです。共働きの家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するものです。

子育て家庭のニーズに合わせて情報提供や相談・援助を行う「利用者支援事業」を新たに実施します。また、親子の交流や子育て相談を担う「地域子育て支援拠点事業」や家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業」の充実、「病児保育」等、様々な保育ニーズに対応する事業を確保していきます。

さらに、小学生児童対象の「放課後児童健全育成事業」の質の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業	
1 利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行うものです。また、関係機関との連絡調整をあわせて行います。
2 延長保育事業	保育所において11時間の開所時間（保育短時間認定は、8時間）を超えて保育を行います。保育所において、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う事業です。
3 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられました。平成27年度以降は、小学6年生までの全児童が対象となります。
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、福祉施設での預かりを行う事業です。
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
6 養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
7 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者の相互交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
9 病児保育事業	保護者の就労や病気等により保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育を実施します。
10 子育て援助活動支援事業	保護者が就労している家庭の就学児童の学童保育への送迎、放課後の預かり等を行います。
11 妊婦健康診査	妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であることから、市町村計画に見込み量等の記載を義務付けることなどにより、妊婦健診の確実な実施を図ることにしています。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
13 多様な主体の参入促進事業	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討します。

1	利用者支援事業	千代田区の事業 チャイルド・ケア・プランナー	千代田区子育て応援 ガイドブック P9
----------	----------------	---------------------------	------------------------

- ・教育・保育関係部局の連携を強化し、総合的な利用者支援を展開します。
- ・児童・家庭支援センターを拠点として、チャイルド・ケア・プランナー*¹を常駐し、教育・保育施設や地域子育て支援事業の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行います。また、関係機関との連絡調整等を実施します。
- ・今後、保育コンシェルジュ*²の導入を検討することで、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合った保育サービスの情報提供を図っていきます。

■千代田区全域 利用者支援事業 量の見込みと確保数■ (箇所)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	相談実績 1,894 件	1	1	1	1	1
②確保数		1	1	1	1	1
確保の状況 ②-①		0	0	0	0	0

* 1 チャイルド・ケア・プランナー

区の子育て支援サービスの情報を紹介しながら、子育てのさまざまな相談をお受けします。ご自宅やお近くの児童館などにお伺いします。

* 2 保育コンシェルジュ

保育を必要とする皆さんの専門相談員です。子育て中の方の相談を受けるとともに、それぞれのニーズや状況にあった様々な保育サービスなどの情報をわかりやすくご案内し、保護者と一緒に考えます。

2	時間外保育事業（延長保育事業）	千代田区の事業 延長保育	千代田区子育て応援 ガイドブック P28
----------	------------------------	-----------------	-------------------------

- ・保育認定を受けた子どもの保護者の多様な働き方に対応できるよう、延長保育の体制の充実を図っていきます。
- ・延長保育の充実に向けて、保育士の確保をより一層強化していきます。
- ・民間事業者の協力のもと、私立認可保育所や認証保育所に対し、可能な限り延長保育事業の実施を要請していきます。

■千代田区全域 時間外保育事業 量の見込みと確保数■ (人)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	186	381	409	441	473	486
②確保数		448	479	529	529	529
確保の状況 ②-①		67	70	88	56	43

3	放課後児童健全育成事業	千代田区の事業	千代田区子育て応援
		学童クラブ、アフタースクール	ガイドブック P34、35

- ・放課後児童健全育成事業の計画的な拡充を図り、待機児童ゼロを継続します。(区営の学童クラブ、民営のアフタースクール等)
- ・高学年の利用ニーズにも十分な対応を図ります。
- ・民間の施設等を活用した学童クラブの設置を推進します。
- ・すべての区立小学校と同一施設内に学童クラブを設置します。

■千代田区全域 放課後児童健全育成事業 量の見込みと確保数■ (人)

千代田区		平成 26 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		692	730	786	814	856	956
①内訳	低学年	533(77%)	562	605	627	659	736
	高学年	159(23%)	168	181	187	197	220
②確保数			773	813	835	885	995
確保の状況 ②-①			43	27	21	29	39

千代田区における放課後子ども総合プランの考え方

①放課後子ども総合プランの趣旨・目的

- ・すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室を実施するとともに、学校内学童クラブ(放課後児童クラブ)の計画的な整備を進めます。

②学童クラブ(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室の実施状況

- ・千代田区の小学校は、平成 26 年度においては8校となっています。そのうち、学校内学童クラブ(放課後児童クラブ)を設置しているのは4校、複合施設内に学童クラブを設置しているのは3校、放課後子ども教室を実施している学校は全校(8校)となっています。

小学校名	放課後子ども教室		学童クラブ	
	学び	遊び	学校内学童クラブ	学校外に設置
麴町小学校	月火水木金(週5日)		アフタースクール こうじ町	一番町学童クラブ ポピンスアフター スクールー番町
九段小学校	月火木金(週4日)		—	四番町学童クラブ
番町小学校	月火水木金(週5日)		アフタースクール 番町	二番町こどもクラブ
富士見小学校	月火水木金(週5日)		—	(富士見わんぱく ひろば学童クラブ)
お茶の水小学校	月火木金(週4日)		アフタースクール お茶の水	西神田学童クラブ
千代田小学校	月火水木金(週5日)		アフタースクール さくら	—
昌平小学校	月火木金(週4日)	月火水木金(週5日)	—	(神田学童クラブ)
和泉小学校	月火水木金(週5日)		—	(いずみ学童クラブ)

()内は複合施設併設学童クラブ

③学童クラブ（放課後児童クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・学童クラブ（放課後児童クラブ）の目標事業量は、量の見込みと確保方策に基づき、平成 31 年段階で 16 か所、目標事業量 995 人とします。学童クラブ（放課後児童クラブ）は、平成 26 年度、区内すべての小学校区で実施しています。平成 31 年度も引き続きすべての小学校区で実施していきます。（平成 27 年度～平成 31 年度の各年度の量の見込みと確保数は前頁を参照）

学童クラブ（放課後児童クラブ）の目標事業量	平成 26 年度	平成 31 年度
現況と確保量	692 人（12 か所）	995 人（16 か所）
区内小学校区の整備状況	100%	100%

④一体型の学童クラブ（放課後児童クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・平成 31 年度までに、全小学校で一体型の学童クラブ（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の実施を検討していきます。

一体型の目標事業量	平成 26 年度	平成 31 年度
箇所数	7 か所	一体型 8 か所

⑤放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・放課後子ども教室は、平成 26 年度、区内全小学校で実施しています。今後も、すべての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保を図るため、放課後子ども教室の整備充実を図ります。

放課後子ども教室の目標事業量	平成 26 年度	平成 31 年度
事業量（区内小学校区の整備状況）	100%	100%

⑥千代田区における学童クラブ（放課後児童クラブ）および放課後子ども教室の一体的、または連携による実施についての考え方

- ・一体型で実施する小学校については、放課後子ども教室を実施する時間帯において両事業の従事者・参加者の協力のもと、両事業は共通のプログラムによって運営します。
- ・千代田区においては、年々、人口が増加しており、今後の小学校の余裕教室等の活用について具体的な検討を進めることが難しい状況にあります。これからの状況を勘案して、学校施設に余裕教室等が発生した場合においては、積極的な活用を随時、検討していくものとします。
- ・千代田区においては、学童クラブおよび放課後子ども教室は、児童・家庭支援センターが主管となり、関係各課と連携をして事業を実施します。
- ・千代田区のすべての学童クラブでは、19 時までの夕方保育を実施しており、引き続き開所時間延長支援事業を行います。

4	子育て短期支援事業	千代田区の事業 子どもショートステイ 千代田子育てサポート	千代田区子育て応援 ガイドブック P24
----------	------------------	-------------------------------------	-------------------------

- ・子どもショートステイ、および千代田子育てサポートの訪問型一時預かり保育により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった家庭を支援します。
- ・現行の2施設（乳児院・児童養護施設）のショートステイ事業を継続します。
- ・訪問型一時預かり保育に従事する地域の子育て・家族支援者の拡大のため養成講座を継続し、人材育成を図ります。
- ・現状で1日につき1床確保できる状況であることから、各年度365人日の確保を図ります。

■千代田区全域 子育て短期支援事業 量の見込みと確保数■ (人日)

千代田区	平成25年度 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	126	215	230	246	262	269
②確保数		365	365	365	365	365
確保の状況 ②-①		150	135	119	103	96

5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	千代田区の事業 赤ちゃん訪問	千代田区子育て応援 ガイドブック P6
----------	-------------------------------------	-------------------	------------------------

- ・今後も出生数の増加が見込まれることから、新生児のいる家庭の把握に努め、全戸訪問を目標とした実施体制の整備を図ります。
- ・それぞれの家庭に応じた適切な訪問指導が実施できるよう、区の保健師及び事業を委託することが可能な保健師・助産師を確保し、訪問体制を整備します。

■千代田区全域 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みと確保数等■ (人)

千代田区	平成25年度 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	422	511	530	549	566	583
②確保数等		実施体制:11人(職員7、委託4) 実施機関:千代田保健所 委託団体等:個人(保健師・助産師)				

6	養育支援訪問事業	千代田区の事業 育児支援訪問事業	千代田区子育て応援 ガイドブック P5
----------	-----------------	---------------------	------------------------

- ・関係各課との連携を図り、支援が必要な家庭の把握と必要な支援の的確な判断を行い、迅速な支援に努めます。
- ・援助の実績に応じた適正配置を行います。
- ・支援が必要な家庭に対する専門的な相談・支援を行うのため、保健師等専門職の研鑽を図ります。

■千代田区全域 養育訪問支援事業 量の見込みと確保数等■ (件)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	973	1,124	1,179	1,236	1,295	1,349
②確保数等		実施体制:7人 実施機関:千代田保健所				
		実施体制:6人 実施機関:児童家庭支援センター				

7	地域子育て支援拠点事業	千代田区の事業 児童館の子育て支援	千代田区子育て応援 ガイドブック P18~21
----------	--------------------	----------------------	-------------------------------

- ・区内の児童センターや児童館等で実施する「子育てひろば」や「ひろば相談」の充実・拡大を図ります。
- ・1児童館につき平均で1日30人対応を想定し、開設日数290日×6館で確保していきます。

■千代田区全域 地域子育て支援拠点事業 量の見込みと確保数■ (人回)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	32,139	40,851	41,820	43,325	44,829	46,257
②確保数		52,200	52,200	52,200	52,200	52,200
確保の状況 ②-①		11,349	10,380	8,875	7,371	5,943

8	一時預かり事業	千代田区の事業 児童館の一時預かり保育 保育園・こども園等の一時預かり	千代田区子育て応援 ガイドブック P22～23

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ◆

- ・現在の在園児対象の一時預かりを継続して実施します。定期利用の一時預かりについては、こども園の長時間課程での対応を優先し、さらに需要が出た場合は、対応を検討します。
- ・一時預かり保育事業の充実に向けて、幼稚園教諭の確保により一層力を入れていきます。

■千代田区全域 一時預かり事業 量の見込みと確保数■ (人日)

千代田区		平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み			20,531	22,962	25,438	27,854	28,550
①内訳	1号認定(在園児対象)	10,800	7,078	7,916	8,770	9,603	9,843
	2号定期利用		13,453	15,046	16,668	18,251	18,707
②確保数			17,600	17,600	26,400	26,400	29,920
確保の状況 ②-①			▲ 2,931	▲ 5,362	962	▲ 1,454	1,370

◆ 上記以外を対象とした一時預かり ◆

- ・児童センター・児童館での一時(いっとき)預かり、わんぱくひろば・こどもプラザでの拡大版一時(いっとき)預かり、また、認可保育所・こども園での一時保育の拡充を図ります。
- ・新たに開設する民設の学童クラブにおいては、一時預かり保育を合わせて事業実施するように図ります。
- ・一時預かり保育に従事する地域の子育て・家族支援者の拡大のため、養成講座を継続し、人材育成を図ります。
- ・一時預かりを実施している各保育施設の定員合計(58名/日)×290日で確保を図ります。

■千代田区全域 一時預かり事業(上記以外) 量の見込みと確保数■ (人日)

千代田区		平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		9,778	11,470	12,246	13,114	13,966	14,362
②確保数			16,820	16,820	16,820	16,820	16,820
確保の状況 ②-①			5,350	4,574	3,706	2,854	2,458

9	病児保育事業等	千代田区の事業 病児・病後児保育派遣費用助成 病後児保育	千代田区子育て応援 ガイドブック P37 P23
----------	----------------	------------------------------------	--------------------------------

- ・病児に関しては、各家庭で事業者を選択し自宅で保育した場合の助成制度の利用を促進します。
- ・病後児保育は、平成 28 年度麹町保育園の新築時には病後児保育室を開設予定のほか、保育園、こども園における事業の充実を図ります。
- ・病児、病後児ともに、居宅訪問型事業での対応ができるよう、事業者と協議を進めます。
- ・病児・病後児保育派遣費用助成の拡充と保育施設での病後児保育の拡充により確保を図ります。

■千代田区全域 病児保育事業等 量の見込みと確保数■ (人日)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	311	349	373	400	426	438
②確保数		336	345	417	426	438
確保の状況 ②-①	-	▲ 13	▲ 28	17	0	0

10	子育て援助活動支援事業 (就学児の放課後の預かり)	千代田区の事業 ファミリー・サポート・センター	千代田区子育て応援 ガイドブック P25
-----------	--------------------------------------	----------------------------	-------------------------

- ・就学児の放課後の居場所づくりを確保するため、ファミリー・サポート・センター*1事業の充実を図ります。
- ・新たな講座の導入により支援者の人材育成に努め、関係機関との連携を図ることにより支援者への取り組みを進めます。
- ・1日1名の就学児の対応が可能のため、確保数は365人日と設定しました。

■千代田区全域 子育て援助活動支援事業 量の見込みと確保数■ (人日)

千代田区	平成 25 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	249	225	238	253	270	297
②確保数		365	365	365	365	365
確保の状況 ②-①	-	140	127	112	95	68

*1 ファミリー・サポート・センター

地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制のサービス。子育てのお手伝いをしてほしい方(依頼会員)、子育てのお手伝いをしてくださる方(支援会員)で構成されます。

11	妊婦健診	千代田区の事業 妊婦健康診査費用の助成	千代田区子育て応援 ガイドブック P4
-----------	-------------	------------------------	------------------------

- ・妊婦健診については、受診票を交付するとともに、適正な受診を促進します。
- ・妊婦が適切な時期に健診を受けることができるよう、引き続き 23 区と連携して体制を整備してまいります。
- ・平成 27 年度より、公費負担による超音波検査の回数を、1 回から 2 回に増やすことにより妊婦健康診査の充実を図ります。

■千代田区全域 妊婦健診 量の見込みと確保数等■ (人)

千代田区	平成 24 年度 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	480	511	530	549	566	583
②確保数等	実施場所：都内の指定医療機関 実施体制：都内健診委託医療機関数687か所 千代田区内健診受託医療機関数10か所 検査項目：16 項目、腹部超音波検査1回 実施時期：妊娠初期から分娩まで	実施場所：都内の指定医療機関 実施体制：都内健診委託医療機関数700か所 千代田区内健診受託医療機関数9か所 検査項目：16 項目、腹部超音波検査2回 実施時期：妊娠初期から分娩まで				

12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	千代田区の事業	千代田区子育て応援 ガイドブック
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。			

13	多様な主体の参入促進事業	千代田区の事業	千代田区子育て応援 ガイドブック
「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討します。			

■ 多様な取り組みの推進

(1) 産前・産後休業、育児休業明けの円滑な利用の確保方策

区は、(改定)千代田区第3次基本計画に基づき、保育園の「待機児童ゼロ対策」に取り組んでおり、保護者の多様な就労状況を受け止めて、仕事と育児の両立支援を図るため、こども園、認証保育所、幼保一体施設、家庭的保育事業など、多様な保育所等を誘致・整備することにより、保護者のライフスタイルなどに合わせて保育環境を選択できるような体制の充実に努めてきました。

しかしながら、本区の人口が増加傾向に転じ、未就学児の児童数も増加傾向が続いていることから、施設の整備を促進しているにも関わらず、年度途中での円滑な利用を確保することが、難しくなりつつあります。

このような状況を踏まえ、就学前の子どもの保護者が、希望に応じて社会に復帰する時期を選ぶことができるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供に努めるとともに、新たな教育・保育施設の整備を促進します。

特に、育児休業満了時からの円滑な利用の確保を図るため、0歳～1歳児に待機が出ないよう、0歳、1～2歳児の保育の充実に資する地域型保育事業の整備促進や、一時預かりをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるなど、多様な取り組みを進めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

虐待から子どもを守り、子どもが被害者にならないよう取り組むことは社会全体の責務です。

千代田区においては、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、地域における様々な子育て支援を活用しながら、虐待の予防、虐待の早期発見、虐待の早期対応に努めます。

また、児童相談所をはじめ、関係期間との連携強化を図ります。

■ 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化に努めます。

- ・ 要保護児童対策地域協議会（以下協議会という。）の取り組みの強化。
- ・ 協議会の体制強化及び職員の資質の向上。
- ・ 一時保護等の実施が適切と判断した場合における児童相談所への通告や、適切な援助の要請
- ・ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証。

■ 発生予防、早期発見、早期対応等に努めます。

- ・ 養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握と養育支援訪問事業等の活用。
- ・ 福祉部門と保健部門の連携、医療機関と区の情報提供、共有を行うための連携体制の構築。
- ・ 児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等の積極的な活用。

■ 社会的養護施策との連携に努めます。

- ・ 児童養護施設等との連携、児童家庭支援センター等、社会的養護の活用と連携。
- ・ 地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等、地域の中で社会的養護が行える支援体制の整備。
- ・ 母子生活支援施設の支援については、関係機関との連携による積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、千代田区で実施する「子育て短期支援事業」「保育及び放課後児童健全育成事業」「母子家庭等日常生活支援事業」の利用に際しての配慮等、各種支援に努めます。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、同法に基づく国の基本方針及び「東京都ひとり親家庭自立支援計画」等の定めるところによる『相談体制の整備』『子育て支援・生活の場の整備』『就業支援』『経済的支援』の4つの施策のもと、総合的な自立支援を推進していきます。

母子家庭及び父子家庭の生活の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当や児童育成手当を支給するとともに、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成します。

(4) 障害児施策の充実等

障害児施策については、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進に努めるとともに、特別な支援が必要な子どもの発達支援、身近な地域での生活支援に努めます。

■疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進に努めます。

- ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等

■特別な支援が必要な子どもの発達支援、身近な地域での生活支援に努めます。

- ・自立支援医療（育成医療）の給付や年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供
- ・在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の一環した総合的な取り組みの推進
- ・こども発達センター等による専門的支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用

■自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害への対応を図ります。

- ・早期からの教育相談や就学相談など、十分な情報。
- ・保護者を含めた関係者における教育上必要な支援等について共通理解の醸成
- ・本人及び保護者と、教育委員会、学校等間の教育上必要な支援等についての合意形成

■発達障害についての適切な情報の周知に努めます。

- ・こども発達センターとの連携に基づく支援体制の整備

■特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業の受け入れ体制の充実を図ります。

- ・障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れの推進と各関係機関との連携

(5) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、本区の実情に応じた取り組みを進めます。

- ・法や、その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業を対象にした奨励金交付、融資制度の優遇措置、一部公共調達における参加要件にすることによる取り組み支援。

8. 計画の実現に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係部署及び関係各機関と連携し、横断的に取り組むとともに、千代田区子ども・子育て会議などを活用し、多様な意見を取り入れながら計画を進めていきます。

(2) 進捗状況の管理

重点事業の進捗状況及び計画全体の成果については、子ども・子育て会議において、毎年度点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

(3) 計画の修正等

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、本計画に記載のない次世代育成に係る新たな課題についても、積極的かつ早期に取り組んでいきます。

計画期間中においても、計画の修正が必要と認められる特段の事由がある場合には、子ども・子育て会議の意見を聞いたうえで計画内容の見直しを行い、その一部を改訂することとします。

資料

1. 千代田区の現状
2. 子ども・子育て支援の現状
3. ニーズ調査結果概要
4. 教育・保育関連施設整備計画
5. 関連資料

1. 千代田区の現状

(1) 人口の推移

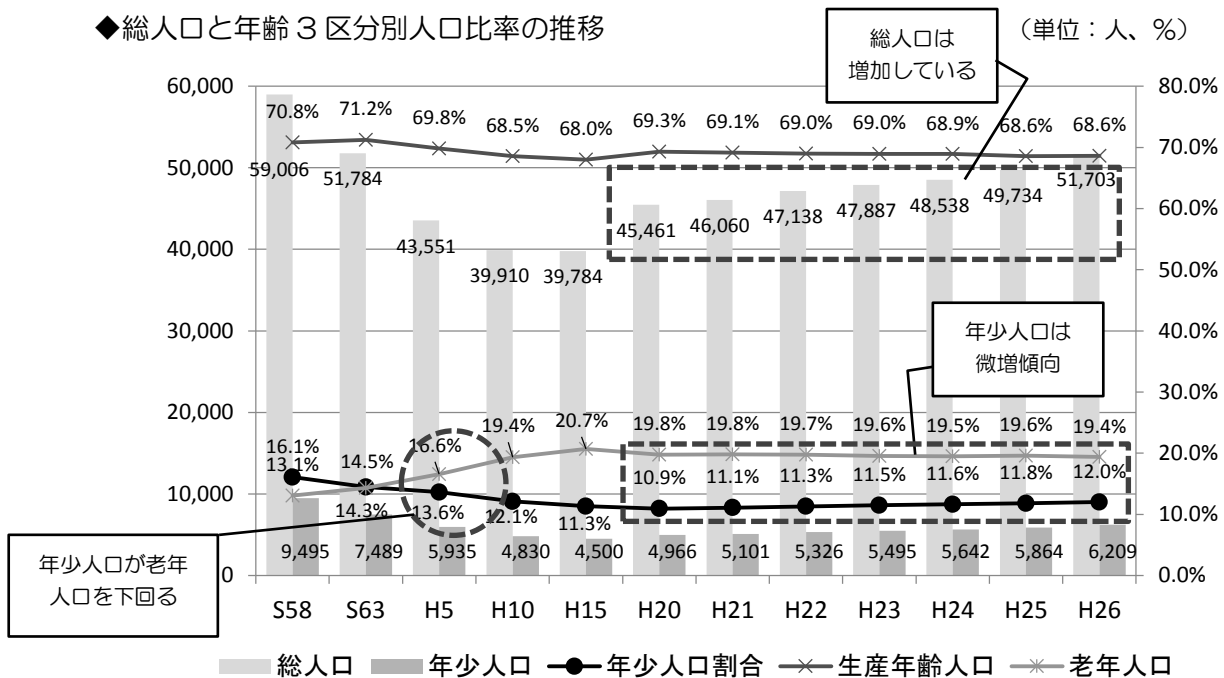
① 総人口・年少人口の推移

千代田区の総人口は、昭和 58 年の 59,006 人から減少を続け、平成 15 年には 39,784 人となりますが、その後、緩やかに増加し始め、平成 26 年には 51,703 人となっています。

年少人口（0～14 歳）も、平成 15 年には 4,500 人（11.3%）まで減少しましたが、その後徐々に増加傾向に転じ、平成 26 年には 6,209 人（12.0%）となっています。

年齢 3 区分別人口比率の推移をみると、昭和 58 年には 16.1%であった年少人口割合は、平成 5 年には老年人口割合を下回り、平成 20 年には 10.9%まで減少しています。その後はほぼ横ばいから、微増傾向となっています。

◆ 総人口と年齢 3 区分別人口比率の推移



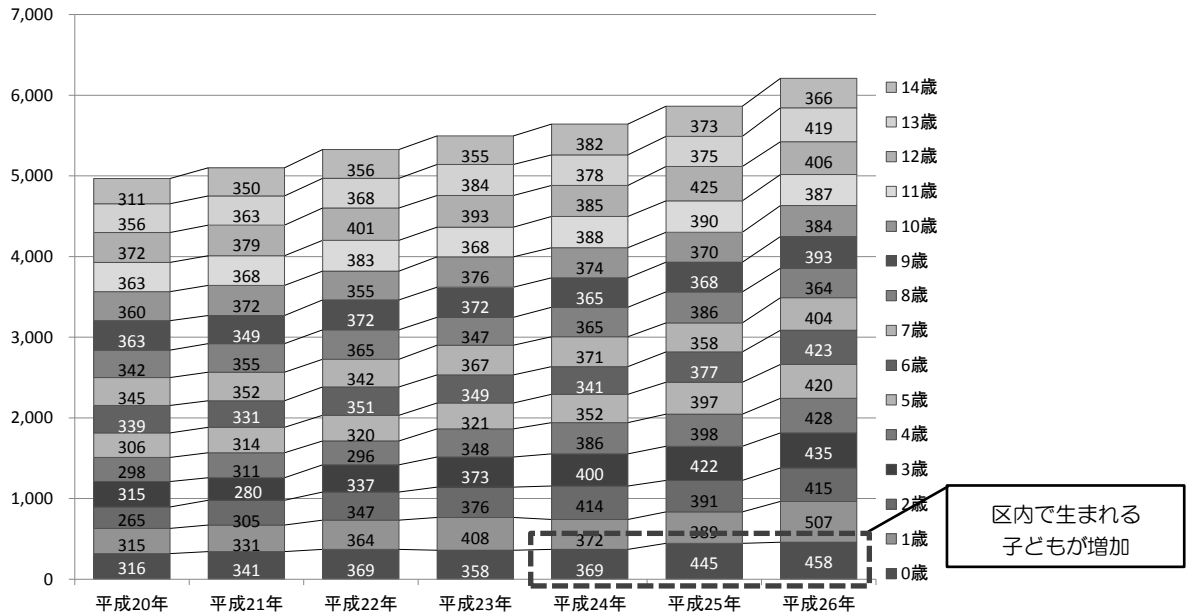
資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

千代田区の年少人口を年齢別にみると、どの年齢も平成20年以降、増加傾向にあり、年齢構成はほぼ均等な人口数となっています。

特に0歳児は、平成24年の369人から平成25年は445人と76人増加し、平成26年も450人以上の0歳児人口となっており、区内で生まれる子どもが増えていることがわかります。

◆年齢別年少人口の推移

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

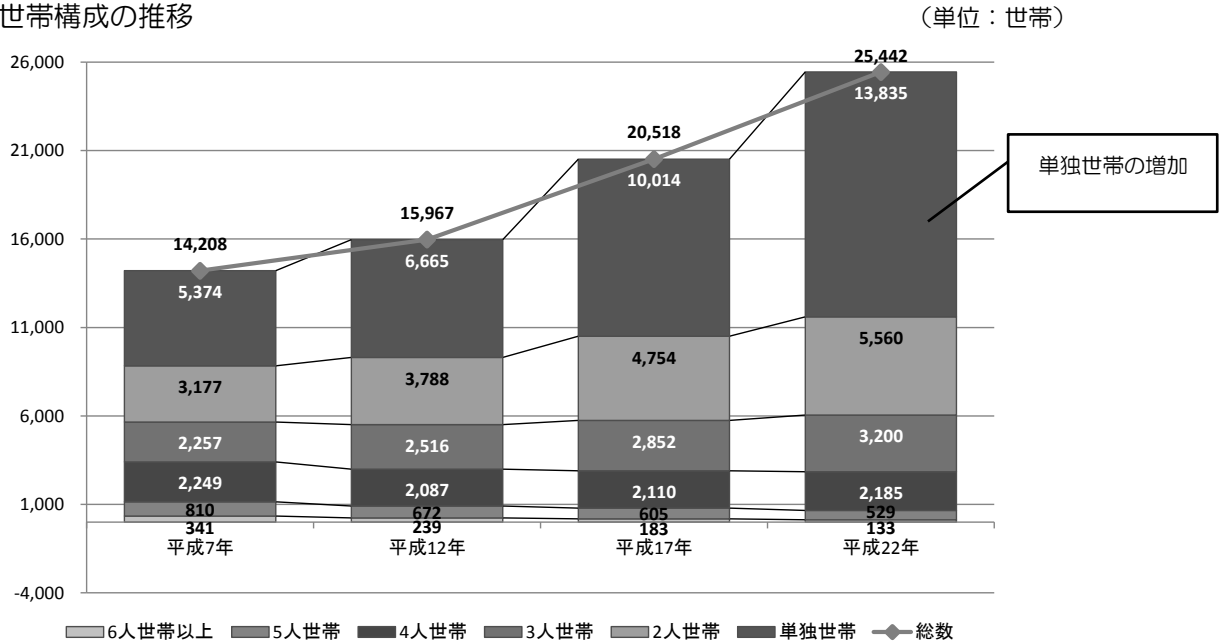
②世帯の動向

○世帯構成

千代田区の世帯数は、平成7年に14,208世帯であったものが、平成22年には25,442世帯と約8割増加しています。

特に、単独世帯が大幅に増加しており、2.5倍を超えています。

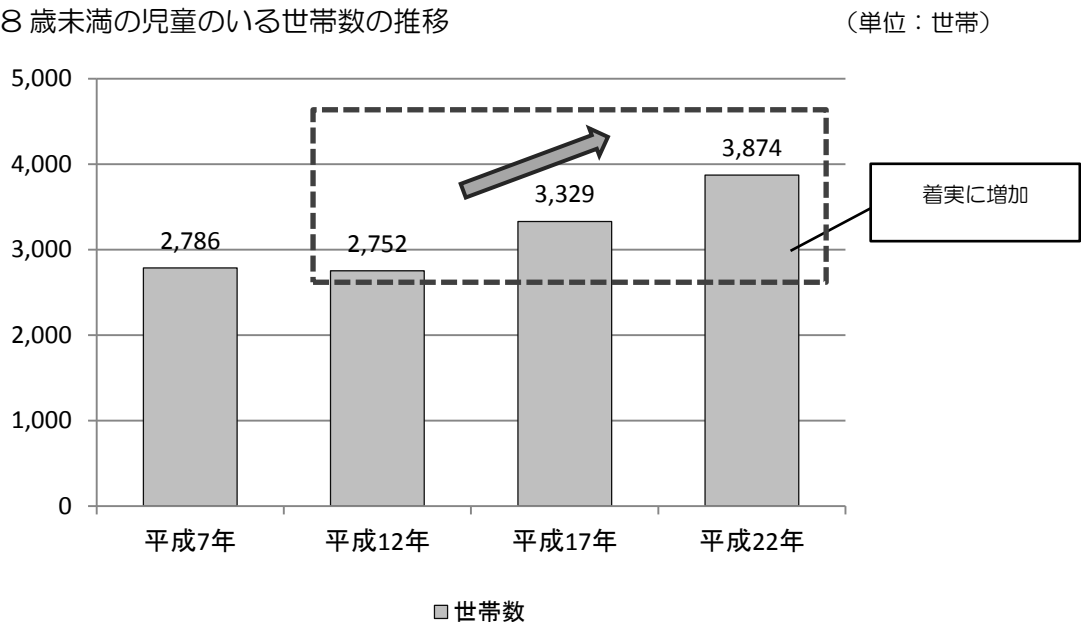
◆世帯構成の推移



○18歳未満の児童のいる世帯数

千代田区の18歳未満の児童のいる世帯数は、平成12年の2,752世帯から、平成22年では3,874世帯となっており、10年間で1,000世帯以上の増加を示しています。

◆18歳未満の児童のいる世帯数の推移

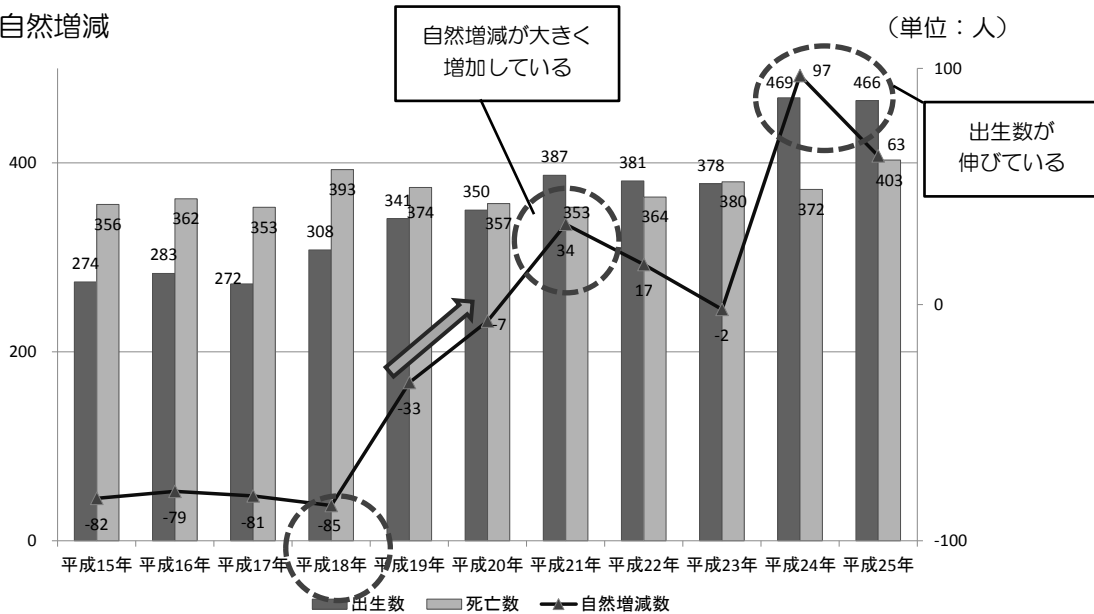


③人口動態の推移

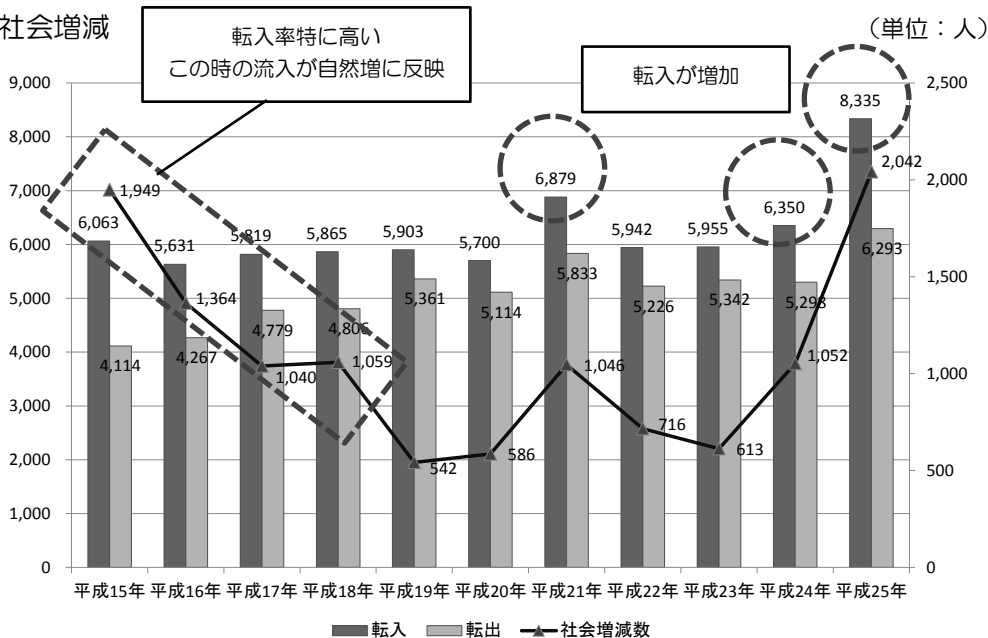
千代田区の人口動態の推移をみると、自然増減（死亡数－出生数）は増加傾向にあり、平成18年の－85人から平成21年の＋34人増へと大きく変化しています。その後、平成24年の出生数は前年比で100人近く伸長しており、平成25年も死亡403人に対し、出生466人と大きく上回る傾向が続いています。

一方の社会増減については、平成15年の＋1,949人がピークとなり、平成24年にはその約半数の＋1,052人に落ち着いていましたが、平成25年に転入数が前年比で2,000人近く伸長しており、大きく流入超過となっています。

◆自然増減



◆社会増減



資料：住民基本台帳（各年中）

④出生の動向

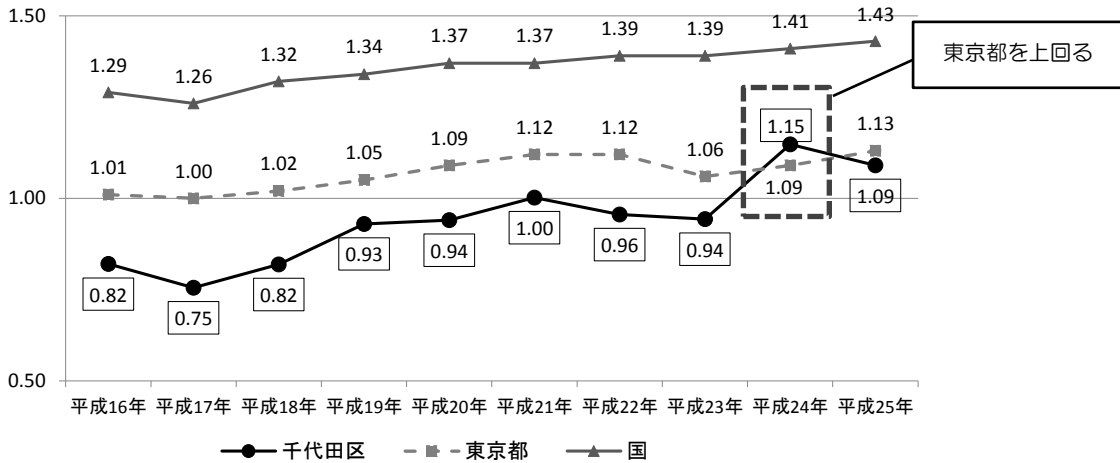
○合計特殊出生率の推移

千代田区の合計特殊出生率は、平成17年の0.75人から増加に転じ、平成21年は1.00人、平成25年には1.09人となっています。

平成16年時点から平成23年の間、全国・東京都と比べると千代田区の合計特殊出生率は低い状態で推移していましたが、徐々にその差を縮め、平成24年には東京都を上回り、平成25年にやや下がりましたが東京都とほぼ同率となっています。

◆合計特殊出生率の推移

(単位：人)



資料：人口動態統計

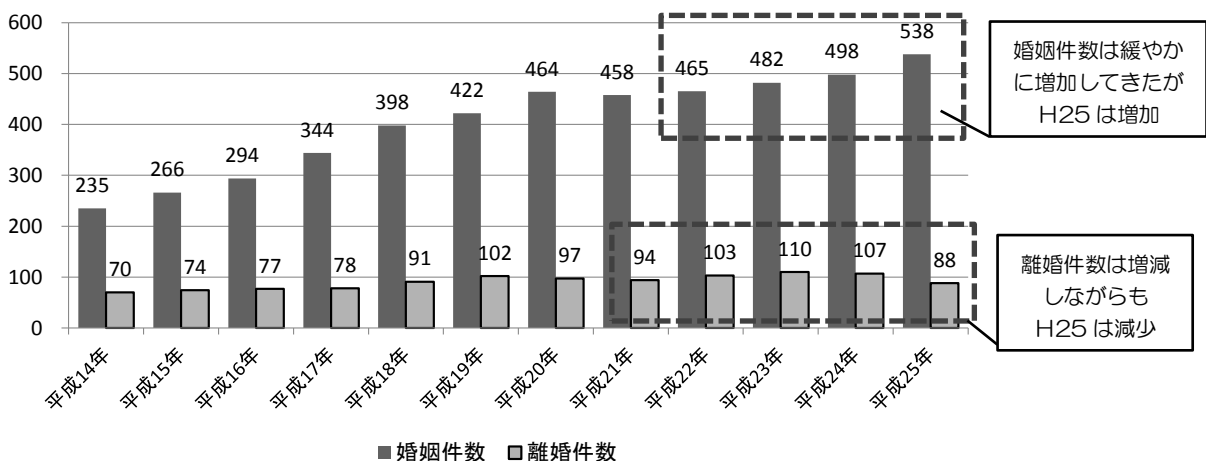
⑤婚姻・離婚の件数の推移

千代田区の婚姻件数は、平成14年の235件以降増加を続け、平成25年には538件となり、平成14年の倍となっています。

離婚件数については、平成14年の70件からゆるやかに増減を繰り返し、平成22年から増加傾向となっていました、平成25年は88件と減少しています。

◆婚姻・離婚の件数の推移

(単位：件)



資料：人口動態統計

⑥就労状況

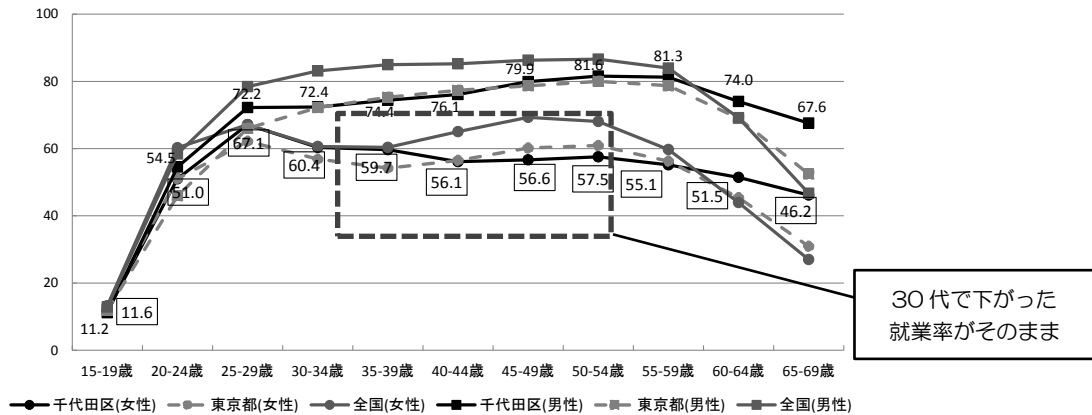
○男女別就業率

男女別就業率をみると、全国では20代後半から30代にかけて女性の就業率が低下し、その後、再び上昇しているM字カーブを描いていることがわかります。女性が結婚・出産を期に離職し、育児が落ち着いた時期に仕事に復帰する傾向が出ています。

しかし、千代田区の女性についてみると、30代で就業率は低下しますが、その後の立ち上がりがほとんどみられず、就業率は64歳まで50%台で安定的に推移しています。「結婚・出産後も働き続ける」あるいは「離職した後、復職しない」の2極化の傾向にあります。

◆男女別就業率の推移（全国・東京都・千代田区）

（単位：％）



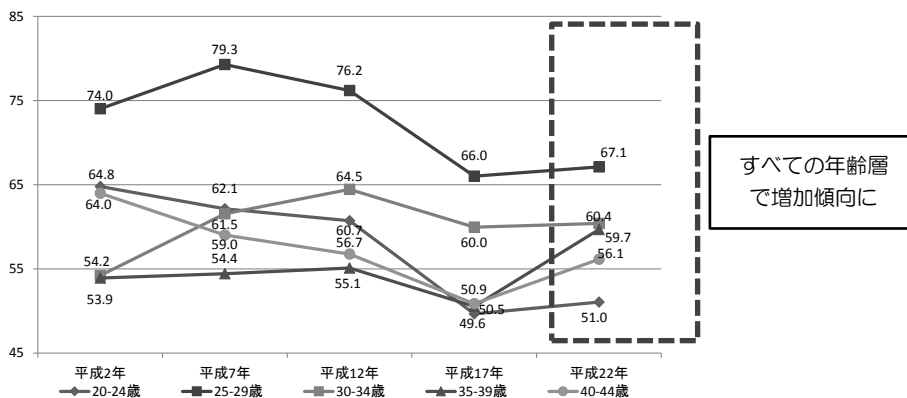
資料：平成22年国勢調査

○女性就業率の推移

千代田区の20代後半の女性の就業率は、平成7年の79.3%から大きく減少しましたが、平成22年もなお他の年齢層と比べて、最も高い割合となっています。一方、平成2年には54.2%と低かった30代前半の女性就業率が平成22年には60.4%、30代後半も平成22年には59.7%と増加するなど、全体としては増加傾向に転じていることがわかります。

◆女性就業率の推移

（単位：％）



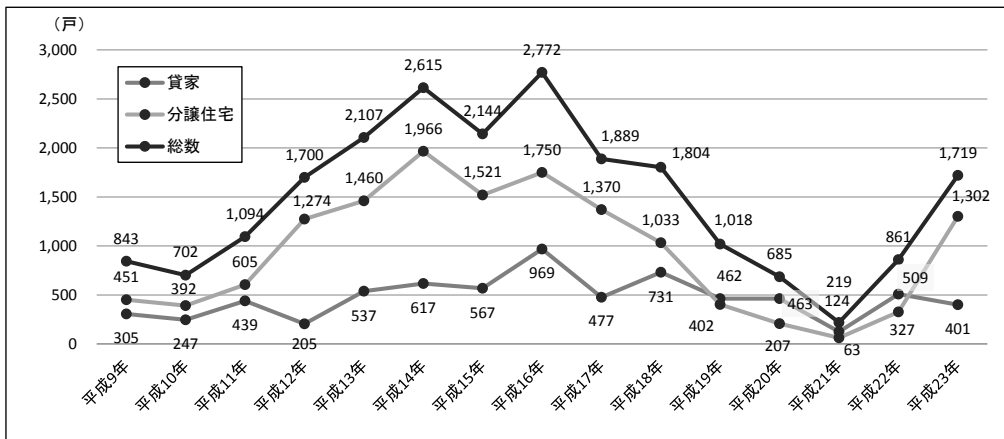
資料：国勢調査

- 人口は増加傾向で、年少人口も同様に増加している。(P48、49)
- 世帯数は増加傾向で、単独世帯が大きく増加している一方、18歳未満の児童のいる世帯も増加している。(P50)
- 自然増減では、平成21年から出生数が死亡数を上回るようになり、増減数もプラスになっている。(P51)
- 社会増減では、転入が転出を上回る傾向が続いており、人口の定着が人口増加につながっている。(P51)
- 出生率は、平成24年に東京都を上回り平成25年はほぼ同率となっている。(P52)
- 平成25年は婚姻件数が増加、離婚件数は減少となっている。(P52)
- 女性の就業率は増加傾向にあるものの、M字カーブではない。(P53)

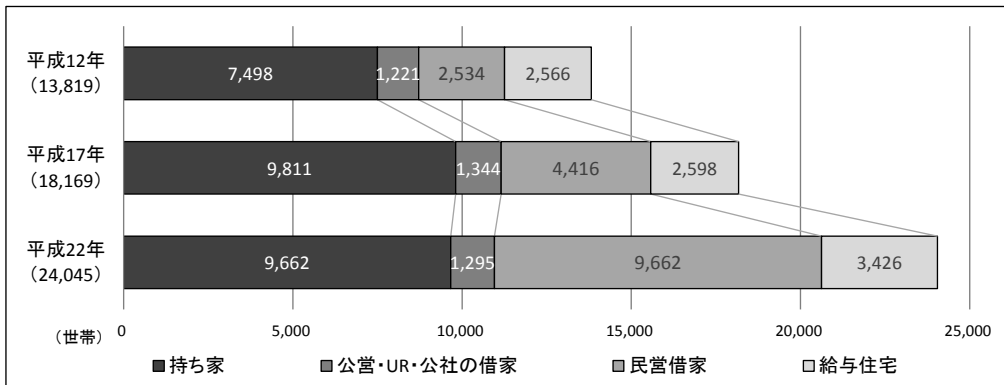
参考

千代田区内の新築住宅着工戸数は、平成15年前後にピークとなっていたが、近年は再び増加、分譲住宅が伸びている。新築住宅が増えていることも人口増加の要因のひとつとなっている。また世帯数で見ると、平成17年以降、持ち家は微減しているが、民間借家は大幅に増加している。

新築住宅着工戸数の推移 (出典 千代田区住宅白書 平成25年3月)



所有関係別世帯数の推移 (出典 千代田区住宅白書 平成25年3月)



2. 子ども・子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の状況

① 区立幼稚園・こども園の状況

千代田区には区立幼稚園が8園（うち2園はこども園、2園は幼保一体施設）あり、3歳～5歳児が入園しています。

園児数は、平成21年度の384人から増加を続けており、平成26年5月1日では496人となっています。

区立幼稚園・こども園はすべて区立小学校に併設しており、小学校区が通園区域になっています。

◆ 区立幼稚園・こども園 定員・園児数（年齢別）（平成26年度）（単位：人）

	定員	園児数	年齢別			
			3歳	4歳	5歳	
区立	麹町幼稚園	105	99	35	35	29
	九段幼稚園	105	100	35	32	33
	番町幼稚園	105	92	30	34	28
	お茶の水幼稚園	90	52	20	17	15
	千代田幼稚園（短時間）	55	30	8	10	12
	昌平幼稚園（短時間）	30	24	8	8	8
	いずみこども園（短時間）	45	33	15	10	8
	ふじみこども園（短時間）	64	66	25	22	19
合計	599	496	176	168	152	

* 幼保一体型の幼稚園、こども園は短時間保育の園児数

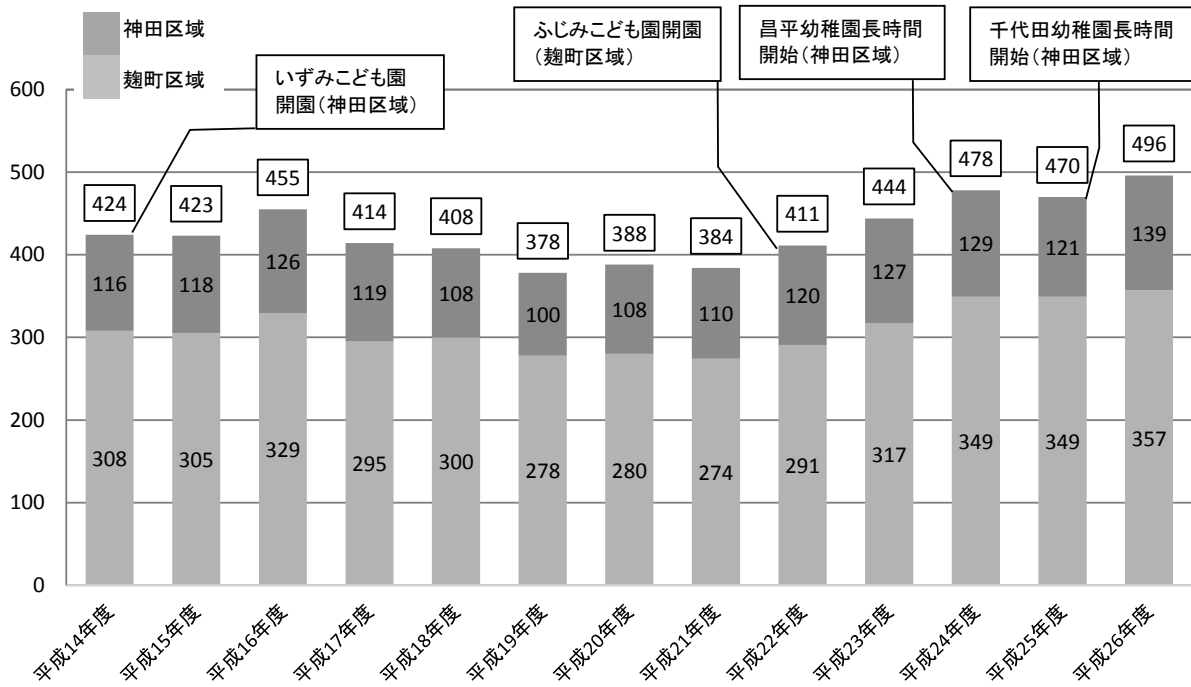
資料：子ども支援課（平成26年5月1日）（こども園は平成26年4月1日時点）

◆ 区立幼稚園 園児数（年齢別）の推移（単位：人）

	園児数	3歳	4歳	5歳
平成21年度	384	127	129	128
平成22年度	411	147	133	131
平成23年度	444	151	157	136
平成24年度	478	148	166	164
平成25年度	470	165	144	161
平成26年度	496	176	168	152

資料：子ども支援課（各年5月1日）（こども園は平成26年4月1日時点）

魏町区域と神田区域の区立幼稚園・こども園在籍児童の推移



資料：千代田区

②私立幼稚園の状況

千代田区には平成26年5月現在、私立幼稚園が4園あります。

◆私立幼稚園 定員・園児数（年齢別）（平成26年度）（単位：人）

		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
暁星幼稚園	定員	—	32	72	120	224
	園児数	—	0	43	45	88
白百合学園幼稚園	定員	—	30	65	65	160
	園児数	—	45	62	54	161
雙葉小学校付属幼稚園	定員	—	—	50	50	100
	園児数	—	—	54	54	108
神田寺幼稚園	定員	11	35	35	35	116
	園児数	0	63	55	50	168
合計	定員	11	97	222	270	600
	園児数	0	108	214	203	525

資料：子ども総務課（平成26年5月1日）

③認可保育所・園、こども園・幼保一体幼稚園の長時間の状況

千代田区には平成26年4月現在、区立保育園6園（うち2園はこども園）、私立保育所3園の計9園を開設しており、0歳児保育は全園で実施しています。また、区立幼稚園2園で長時間の保育を行っています。

定員の増加に伴い平成22年度以降、毎年、入園児数は増えており、100%前後の入園率になっています。

◆認可保育所・園、こども園（長時間）幼保一体幼稚園（長時間）の状況（平成26年度）

（単位：人）

	定員	入園児数	年齢別					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
区立	麴町保育園	80	88	5	16	17	17	33
	四番町保育園	97	103	11	17	19	18	38
	西神田保育園	99	99	11	17	19	18	34
	神田保育園	120	121	12	20	22	22	45
	いずみこども園（長時間）	103	102	8	15	19	20	40
	ふじみこども園（長時間）	142	137	12	23	25	22	55
	千代田幼稚園（長時間）	20	27	-	-	-	10	17
	昌平幼稚園（長時間）	30	29	-	-	-	10	19
	計	691	706	59	108	121	137	281
私立	アスク二番町保育園	100	112	11	20	21	17	43
	ポピンズナーサリースクールー番町	80	78	9	12	13	14	30
	ほっぺるランド西神田	70	45	7	10	11	8	9
	計	250	235	27	42	45	39	82
合計		941	941	86	150	166	176	363

資料：子ども支援課（平成26年4月1日）

◆認可保育所・園、こども園（長時間）幼保一体幼稚園（長時間）の定員数、入園児童数、入園率の推移

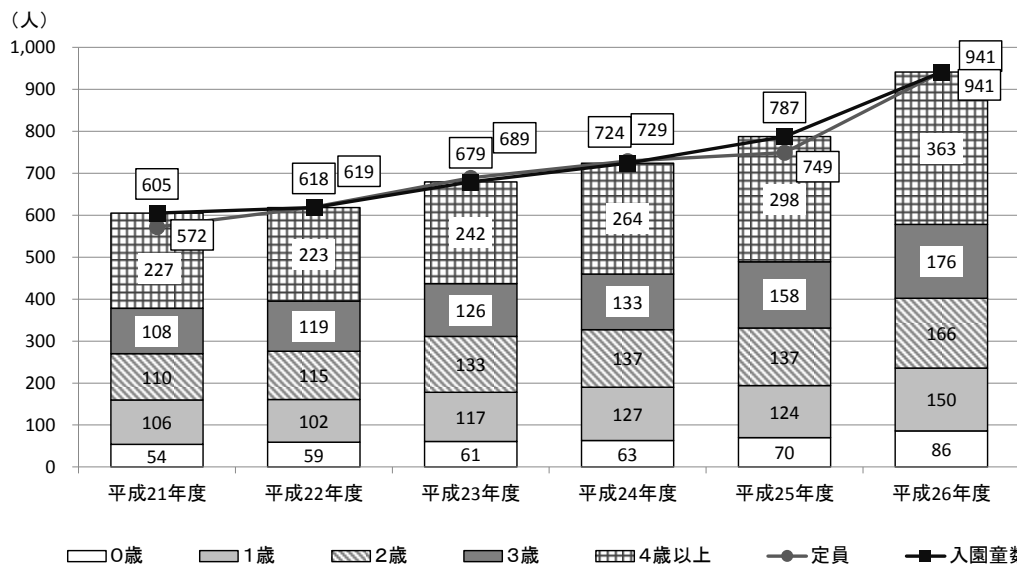
（単位：人、%）

	定員（人）			入園児童数（人）					
	総数	区立	私立	総数	入園率	区立	入園率	私立	入園率
平成21年度	572	572	-	605	105.8%	605	105.8%	-	-
平成22年度	619	619	-	618	99.8%	618	99.8%	-	-
平成23年度	689	619	70	679	98.5%	627	101.3%	52	74.3%
平成24年度	729	629	100	732	100.4%	635	101.0%	97	97.0%
平成25年度	749	649	100	787	105.1%	678	104.5%	109	109.0%
平成26年度	941	691	250	941	100.0%	706	102.2%	235	94.0%

資料：子ども支援課（各年4月1日）

◆入園児童数（年齢別）・定員数の推移

（単位：人）



資料：子ども支援課（各年4月1日）

④認証保育所

平成26年度4月1日時点の千代田区内の認証保育所は、10か所となっています。

◆認証保育所の状況（平成26年度）

（単位：人）

	平成26年度						
	定員	入所 児童数	年齢別				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
保育園ドルチェ	40	42	0	10	16	6	10
キッズスクウェア 丸の内東京ビル	26	26	6	9	7	3	1
マミーズエンジェル 神田駅前保育園	32	36	3	7	7	6	13
小学館アカデミー 神保町保育園	39	38	3	12	12	6	5
小学館アカデミー かすみがせき保育園	30	17	3	9	4	1	0
ピノキオ幼児舎 番町園	25	25	4	4	5	7	5
キッズスクウェア 永田町	34	34	2	6	12	6	8
キッズスクウェア 丸の内永楽ビル	30	29	6	9	9	4	1
保育室 愛の園	29	23	6	11	6	0	0
ココファンナーサリー 神田万世橋	30	21	5	9	6	0	1
合計	315	291	38	86	84	39	44

資料：子ども支援課

⑤認可外保育施設

認証保育所を除いた認可外保育施設は、区補助対象保育室が2室、幼保一体施設内保育園が2園となっています。

区補助対象保育室の利用状況を見ると、平成26年度にハイブリッドマムプリスクールナーサリー千代田富士見が開設され、平成26年4月1日現在で、2施設合わせ定員66人に対し、35人の入園児数となっています。

幼保一体施設内保育園では、0歳から2歳の子どもを対象にしており、平成26年4月1日現在で、2か所で45人の定員に対し、45人の入園児数となっています。

家庭的保育事業では、あい・ぽーと小さな家飯田橋が平成24年11月に、あい・ぽーと小さな家東神田が平成25年9月に開設しており、平成26年4月1日現在で、2施設合わせ定員10人に対し10人の入所児童数となっています。

◆区補助対象保育室の状況（平成26年度）

（単位：人）

	定員	入園 児数	年齢別				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
ひまわり育児室	26	22	1	6	5	3	7
ハイブリッドマム プリスクール ナーサリー千代田富士見	40	13	2	8	1	2	0
計	66	35	3	14	6	5	7

資料：子ども支援課（平成26年4月1日）

◆幼保一体施設内保育園の状況（平成 26 年度）（単位：人）

	定員	入園 児数	年齢別		
			0歳	1歳	2歳
小学館アカデミー昌平保育園	25	24	4	10	10
マミーズエンジェル千代田保育園	20	21	2	9	10
計	45	45	6	19	20

資料：子ども支援課（平成 26 年 4 月 1 日）

◆家庭的保育事業の状況（平成 26 年度）（単位：人）

	定員	0歳～2歳
あい・ぽーと 小さな家飯田橋	5	5
あい・ぽーと 小さな家東神田	5	5
計	10	10

資料：子ども支援課（平成 26 年 4 月 1 日）

補助対象外の事業所内保育施設が千代田区内に 7 か所開設されています。

◆事業所内保育施設の状況（平成 26 年度）

事業所	施設名称
株式会社リクルート	And's(アンズ)
株式会社ポピンズ	ポピンズナーサリースクール丸の内
社会福祉法人東京愛成会	あっぷるキッズかすみがせき
日本郵船株式会社	郵船チャイルドケア丸の内保育室
文部科学省共済組合	文部科学省共済組合かすみがせき保育室
株式会社パソナグループ	パソナファミリー保育園
学校法人上智大学	上智大学託児室

資料：千代田区

⑥こども園（千代田区型幼保一元施設）の状況

こども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児の子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。千代田区には 2 園あり、定員は合計で 354 人となっています。

平成 26 年度の状況を見ると、定員に対して約 9 割を超える 338 人が入園しています。

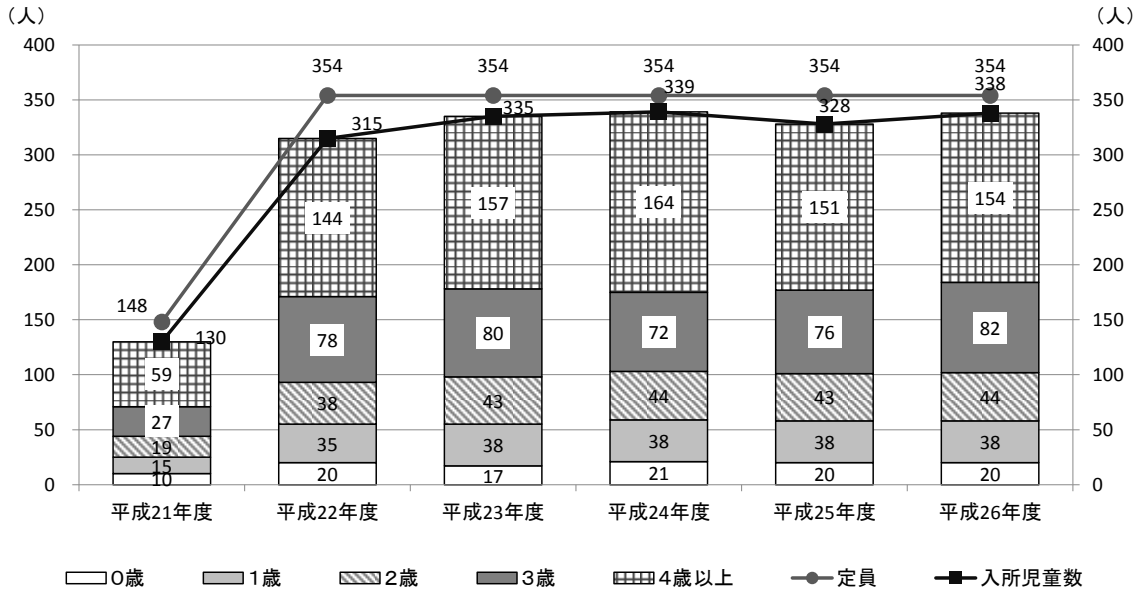
◆こども園の状況（平成 26 年度）（単位：人）

	定員	入園 児数	0歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳	
						短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間
いずみこども園	148	135	8	15	19	15	20	10	20	8	20
ふじみこども園	206	203	12	23	25	25	22	22	27	19	28
計	354	338	20	38	44	40	42	32	47	27	48

資料：子ども支援課（平成 26 年 4 月 1 日）

◆こども園の園児数の推移

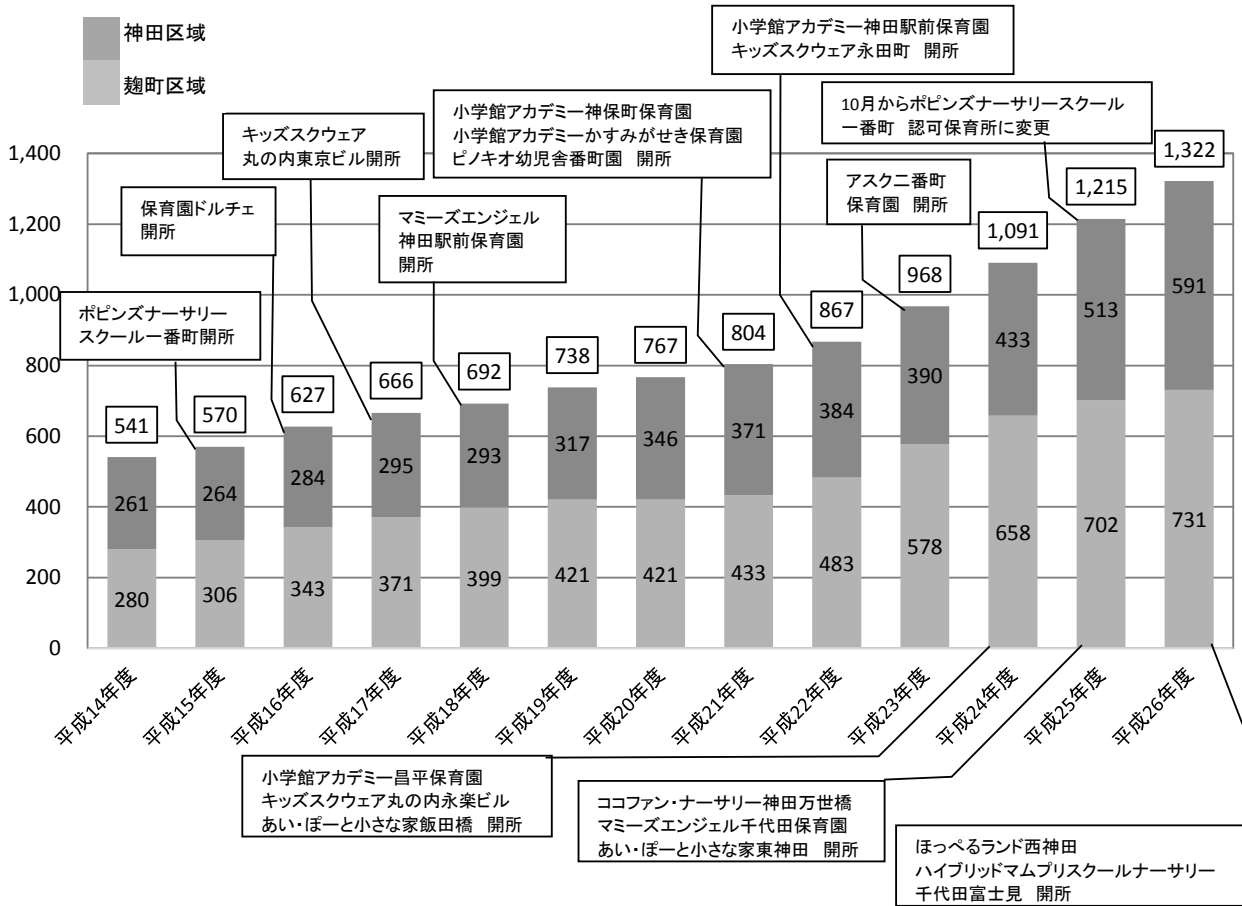
(単位：人)



資料：子ども支援課（各年4月1日）

保育所等在籍児童の推移

保育施設児童数の推移



資料：千代田区

※小学館アカデミー神田駅前保育園は緊急保育施設のため平成25年3月末に閉園

○延長保育（月ぎめ）

区立保育園の延長保育の実施状況をみると、平成21年度から平成26年度の間、年々減少傾向にあることがわかります。

一方、平成26年度の延長保育の状況は、区立保育園では定員88人に対して53人、こども園では定員48人に対して32人が利用しています

延長保育時間は、区立保育園、こども園はおおむね19:30までの1時間ですが、私立認可保育所では21:00まで実施しています。

◆延長保育（月ぎめ）の実施状況の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
麴町保育園	16	11	9	11	10	10
四番町保育園(1時間)	20	24	23	21	14	17
四番町保育園(2時間)	12	7	11	7	10	7
飯田橋保育園	16	-	-	-	-	-
西神田保育園	6	10	7	11	11	8
神田保育園	9	7	11	13	8	11
計	79	59	61	63	53	53

資料：子ども支援課（各年4月）

◆年齢別延長保育の実施状況（平成26年度）

（単位：人）

*延長保育の定員は、保育園ごとに総定員20%（四番町保育園は30%）

<区立保育園 平成26年4月1日>

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
麴町保育園	16	-	0	2	4	3	1	10
四番町保育園(1時間)	19	-	1	5	5	2	4	17
四番町保育園(2時間)	10	-	0	0	3	1	3	7
西神田保育園	19	-	0	1	0	4	3	8
神田保育園	24	-	0	4	3	3	1	11
計	88	-	1	12	15	13	12	53

<こども園 平成26年4月1日>

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
いずみこども園	20	-	3	3	2	5	3	16
ふじみこども園	28	-	1	2	3	2	8	16
計	48	-	4	5	5	7	11	32

<延長保育時間>

施設名		延長保育時間
区立	麴町保育園	18:30-19:30
	四番町保育園	18:15-20:15
	西神田保育園	18:30-19:30
	神田保育園	18:30-19:30
	いずみこども園	18:30-19:30
	ふじみこども園	18:30-19:30
私立	アスク二番町保育園	7:00-7:30、18:30-21:00
	ポピンズナーサリースクールー番町	7:30-8:00、19:00-21:00

資料：子ども支援課

○一時預かり保育

保護者の入院等、一定期間お子さんの養育ができない場合に保育園、こども園で実施している一時保育の利用者数は、平成 22 年度から 24 年度の3年間、増加が続いていましたが、平成 25 年度は減少しています。

◆保育園の一時保育の利用児童数

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
麴町保育園	3	3	6	1
四番町保育園	4	5	10	2
西神田保育園	0	4	6	0
神田保育園	3	8	1	3
いずみこども園	1	1	2	3
ふじみこども園	4	3	7	1
アスク二番町保育園	-	4	3	0
ホビンスナーリースクール一番町	-	-	-	0
合計	15	28	35	10

資料：子ども支援課

◆一時預かりの実績値 一時保育 年間利用人数

(単位：人、人日)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認可保育所	10	24	26	6
こども園	5	4	9	4
合計	15	28	35	10
			平成25年度延べ利用人数	378

資料：子ども支援課

○一時（いっとき）預かり保育

保護者の方の短時間の就労や育児疲れのリフレッシュなど、理由を問わずお子さんを児童館等で預かる制度です。西神田児童センター、神田児童館、一番町児童館で実施しています。（平成 26 年 4 月からポピンズアフタースクール一番町）

拡大版一時預かりは、富士見わんぱくひろば、いずみこどもプラザの2か所で実施しています。

◆児童館等の一時預かりの利用児童数（平成 25 年度）

(単位：人、日)

	実施日数(日)	利用人数(人)	実施日	実施時間
西神田児童センター	294	1,543	月曜～土曜	9:00～17:00
神田児童館	294	1,290		
一番町児童館	294	4,130		
合計		6,963		

資料：児童・家庭支援センター

◆拡大版一時預かりの利用児童数（平成 25 年度）

(単位：人、日)

	実施日数(日)	利用人数(人)	実施日	実施時間
富士見わんぱくひろば	271	1,493	月曜～土曜	通常時間 9:00～17:00
いずみこどもプラザ	296	1,310		時間外 8:00～9:00
合計		2,803		17:00～19:00

資料：児童・家庭支援センター

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

①学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

区内在住の小学生及び区立小学校に在学する小学生のうち、保護者の就労等により保育に欠ける児童について保育を行う事業です。平成 26 年 5 月現在千代田区内には区営が 4 クラブ、民営が 11 クラブあり、定員はそれぞれ 200 人、500 人の合計 700 人となっています。

千代田区では、小学校 1 年生～6 年生まで利用できます。入所児童数の推移を見ると、平成 21 年度 556 人から、平成 26 年度 692 人と増加傾向にあります。

◆学童クラブの状況（平成 26 年度）

（単位：人）

	定員	入所児童総数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
西神田学童クラブ	50	47	17	10	11	5	1	3
神田学童クラブ	50	53	14	13	9	11	4	2
四番町学童クラブ	50	60	19	20	11	7	2	1
一番町学童クラブ	50	47	6	6	8	9	13	5
区立計	200	207	56	49	39	32	20	11
アフタースクールさくら	70	66	20	15	16	8	5	2
アフタースクールこうじ町	60	68	29	16	14	4	4	1
アフタースクール番町	40	43	13	11	7	6	4	2
アフタースクール番町第二	40	42	10	8	12	5	6	1
アフタースクールお茶の水	30	30	4	15	4	6	1	0
いずみ学童クラブ1	40	31	6	10	6	4	4	1
いずみ学童クラブ2	40	30	6	10	6	4	4	0
富士見わんぱくひろば	60	68	37	0	28	0	3	0
富士見わんぱくひろば第二	30	27	0	21	0	6	0	0
二番町こどもクラブ	50	60	18	18	14	7	2	1
ポピンズアフタースクールー番町	40	20	6	5	4	4	1	0
民間計	500	485	149	129	111	54	34	8
総計	700	692	205	178	150	86	54	19

資料：児童・家庭支援センター（平成 26 年 5 月 1 日）

平成 21 年度から 26 年度の学童クラブの入所児童数の推移をみると、低学年は平成 25 年度までは 480 人前後で推移していましたが、平成 26 年度には 533 人と大きく増加しています。一方、高学年は平成 24 年度以降増加傾向ですが、平成 26 年度は 159 人とやや減少しています。

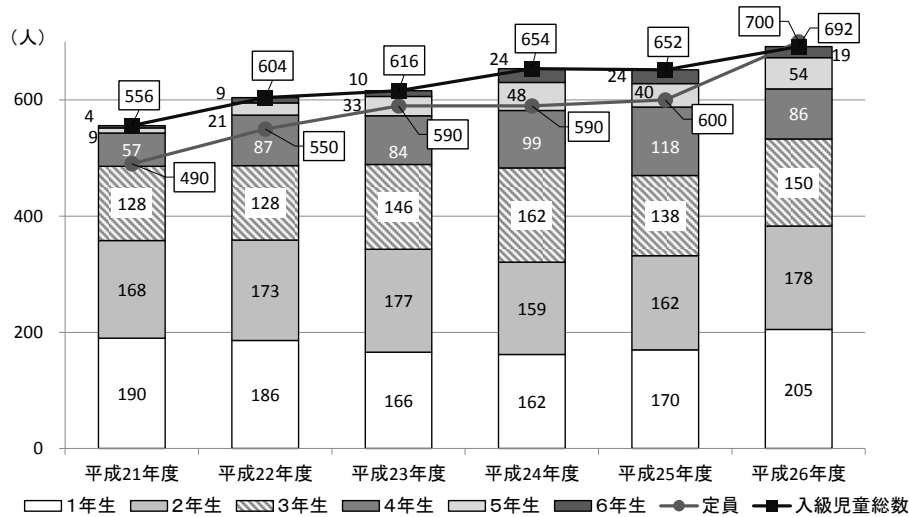
◆学童クラブ入所児童数の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
低学年	486	487	489	483	470	533
高学年	70	117	127	171	182	159
合計	556	604	616	654	652	692

◆学童クラブ入所児童数の推移

(単位：人)



資料：児童・家庭支援センター（各年5月1日）

○放課後子ども教室

「放課後子ども教室」は、授業が終わった後も、小学校で勉強やスポーツをして過ごせるよう、安全かつ健やかな活動場所を確保する事業です。千代田区では、全ての小学校で実施しています。

◆放課後子ども教室

(単位：人)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
麹町小学校	学び	1,926	3,290	4,009	3,596	3,632	4,265
	遊び	5,873	6,397	7,802	7,908	8,206	9,536
九段小学校	学び	2,607	2,311	2,177	2,553	2,768	2,721
	遊び	589	2,308	2,192	2,347	3,296	3,113
番町小学校	学び	4,830	4,369	3,853	3,822	4,583	5,642
	遊び	8,369	7,252	6,948	5,654	6,381	11,383
富士見小学校	学び	2,374	2,917	4,086	3,794	3,378	3,916
	遊び	7,384	10,764	7,668	8,100	8,467	6,990
お茶の水小学校	学び	1,527	2,284	2,978	1,909	2,263	2,718
	遊び	5,023	5,940	6,572	4,758	4,528	6,762
千代田小学校	学び	3,420	3,650	3,645	3,836	2,635	2,552
	遊び	18,052	21,125	19,533	19,735	20,161	19,591
昌平小学校	学び	1,369	689	1,282	1,862	2,296	1,923
	遊び	1,940	2,630	5,606	6,078	6,436	6,203
和泉小学校	学び	1,678	2,066	2,222	1,347	1,609	1,530
	遊び	4,250	5,781	6,002	4,350	4,047	3,379
合計		71,211	83,773	86,575	81,649	84,686	92,224

資料：児童・家庭支援センター

○児童館

児童館は、児童福祉法題 40 条に規定する 0 歳から 18 歳未満までの児童のための児童厚生施設で、区内に 6 館あります。子どもたちに遊び場と遊びを提供し、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図っています。平成 20 年度から入館者数は増加傾向となっており、平成 25 年度は、6 館で 30 万人を超える入館者数となっています。

◆児童館・児童センター入館者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
西神田児童センター	59,672	58,120	54,917	56,129	64,164	63,615
神田児童館	51,813	53,314	63,605	64,651	59,329	58,875
四番町児童館	29,633	30,545	31,356	30,042	29,584	25,845
一番町児童館	72,171	70,006	70,900	62,729	59,772	61,012
富士見わんぱくひろば*	35,991	35,119	38,742	43,418	47,775	55,651
ちよだパークサイドプラザ	34,210	36,098	38,773	40,840	38,814	38,200
合計	283,490	283,202	298,293	297,809	299,438	303,198

*富士見わんぱくひろばは平成21年度までは富士見児童館

資料：児童・家庭支援センター（各年度末）

②子育て短期支援事業

保護者の疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

千代田区では、子ども在宅サービス事業として、「保護者が疾病・出産等で入院、又は自宅で安静療養を必要とする場合」「同居の家族が入院し、保護者が病院で看護にあたる場合」「ひとり親家庭で養育することが困難な場合」に、宿泊を伴う一定期間の預かり保育を行うことにより、子育ての支援を図っています。

◆千代田区子ども在宅サービス事業の実績

(単位：件、回、時間)

	平成25年度
件数(件)	6
延べ回数(回)	43
時間数(時間)	163

資料：児童・家庭支援センター

③地域子育て支援拠点の状況（児童館、児童センター）

児童館3館と児童センター1館、及び民設の児童館的機能を有した2施設の計6館を中心に、0～2歳児の親子事業を実施しています。

平成22年度から25年度の4年間、幼児の入館者数、登録者数ともに増加傾向でしたが、平成25年度には入館者数が64,278人と4年間で最も少なくなっています。

また、平成25年度の日常的なプログラム（0～2歳児の親子事業）への参加者数は延べ13,251人となっています。

◆0～2歳児親子事業の実施状況（6施設合計）

(単位：日、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延開催日数(日)	574	573	605
延参加人数(人)	17,683	18,275	16,351
1日平均利用者数(人)	31	32	27
1館平均開催日数(日)	96	96	101
実施場所	西神田児童センター、神田児童館、 四番町児童館、一番町児童館、 いずみこどもプラザ、富士見わんぱくひろば		

◆児童館・児童センターの幼児の入館者数の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
西神田児童センター	12,238	14,069	18,115	16,707
神田児童館	13,692	13,905	9,693	10,086
四番町児童館	4,934	4,822	4,783	3,238
一番町児童館	16,138	15,358	15,626	16,114
いずみこどもプラザ	7,042	8,208	7,775	6,628
富士見わんぱくひろば	10,824	9,780	11,920	11,505
合計	64,868	66,142	67,912	64,278

資料：児童・家庭支援センター

○児童館、児童センターにおける0～2歳児の親子事業

◆平成25年度 日常的なプログラムの実施状況

実施場所	対象	開催回数	延開催日数	内容	延参加人数
西神田児童センター	0・1・2才児親子	週2回	68回	リズム遊び、誕生会、製作、季節の行事など	2,223人
	0歳児親子	月2回	21回	触れ合いあそび、保護者同士の交流、仲間作り、おしゃべりなど	388人
神田児童館	0・1・2才児親子	週2回	70回	リズム遊び、誕生会、季節の行事など	1,722人
	0歳児親子	週1回	39回	身体測定、親子遊び、ベビーマッサージなど	782人
四番町児童館	0・1・2才児親子	週3回	90回	リトミック・親子ヨガ・外遊び・季節の行事・運動会他	1,671人
	0歳児親子向け講座	年8回	8回	親子ふれあい体操、歌遊び手遊び、離乳食、救命救急各講座他	230人
一番町児童館	0・1・2才児親子	週2回	82回	リズム遊び、季節行事、工作・運動会 など	3,326人
	0歳児親子	月2回	22回	身体測定、親子遊び、おもちゃ作りなど	592人
いずみこどもプラザ	0・1歳児親子	月2回	42回	親子でのびのび過ごせる	612人
富士見わんぱくひろば	0・1歳児親子	週1回	37回	親子で手遊び、親子体操など	1,028人
	0・1歳児親子	月2回	40回	親子リトミック体操	947人
合 計					13,521人

資料：児童・家庭支援センター

○ひろば相談

児童センター・児童館に来館している保護者や児童から、日常のかつ気軽に相談できる「ひろば相談」を実施しています。平成 25 年度では 953 件の利用がありました。

◆平成 25 年度ひろば相談内訳（6館合計）

（単位：件）

項目	件数
養護	1
保健	—
身体障害	—
知的障害	—
発達障害	—
非行	—
育成	952
その他	—
合計	953

資料：児童・家庭支援センター

④病児・病後児保育

○病児保育

病気で集団保育に参加することができない児童等を、自宅で保育し、就労世帯の子育てを支援する事業として、病児・病後児保育派遣助成を実施しています。

平成 25 年度では、60 件、延べ 200 日の利用がありました。

◆病児・病後児保育派遣費用助成の実績値（単位：件、日）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	17	34	48	60
延べ利用日数	49	128	139	200

資料：子育て支援課

○病後児保育

病気の回復期にある児童が、集団生活に参加することが困難な期間に、一時的に児童等を預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、徐々に増加しており、平成 25 年度は、登録者は減少していますが、延べ 111 人の利用がありました。

◆病後児保育の実績値（3園合計）

（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	245	249	251	156
延べ利用者数	23	38	40	111

	1日の 利用定員	利用日・利用時間
ポピンズナーサリー スクール一番町	3名まで	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始除く) 8時30分から17時30分
ふじみこども園	2名まで	
神田保育園		

資料：子育て支援課

⑤ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての支援を受けたい方」(依頼会員)と、「子育ての支援を行ってくれる方」(支援会員)からなる会員組織です。センターでは、アドバイザーが中心となって、会員相互の支援活動を実施しています。支援会員が、依頼会員の家庭を対象に、保育施設までの送り迎え、放課後や学童保育所終了後の一時保育などの必要なサポートを行い、育児世帯の仕事と家庭の両立を支援します。

依頼会員、支援会員ともに会員数は増加しており、平成 25 年度では、2,480 回の利用がありました

◆ファミリー・サポート・センター事業活動状況の推移 (単位：人、回)

	会員数(人)			サービス内容(回)			
	依頼会員	支援会員	両方会員	預かり	送迎	その他	計
平成21年度	397	107	6	742	1,168	13	1,923
平成22年度	453	114	6	1,028	1,341	3	2,372
平成23年度	474	118	8	854	1,166	8	2,028
平成24年度	520	134	9	865	1,260	25	2,150
平成25年度	594	159	9	1,043	1,331	106	2,480

資料：児童・家庭支援センター

◆ファミリー・サポート・センター 就学児の放課後預かりの利用状況 (単位：人)

	放課後預かり	学童保育前の預かり又は送り	学童保育への迎え及び帰宅後預かり	学童保育から帰宅後預かり	計	会員数(人)		
						依頼会員	支援会員	両方会員
平成21年度	32	2	175	0	209	397	107	6
平成22年度	55	9	188	6	258	453	114	6
平成23年度	24	4	167	0	195	474	118	8
平成24年度	27	3	105	25	160	520	134	9
平成25年度	3	5	158	83	249	594	159	9

資料：児童・家庭支援センター

⑥乳児家庭訪問事業

生後 4 か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を、保健師等が訪問する事業を行っています。

訪問指導被訪問実人員の推移をみると、妊産婦対象、新生児対象共に、平成 21 年度から訪問件数は増加傾向で、平成 25 年度は妊産婦訪問指導が 455 件、新生児訪問指導が 422 件となっています。

◆訪問指導被訪問実人員の推移 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊産婦訪問指導	321	258	317	363	455
新生児訪問指導	239	269	303	366	422

資料：東京都福祉保健局

⑦養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより適切な養育の実施を支援します。千代田区では、平成 25 年度では、育児・家事援助 377 件、専門的相談支援 596 件の訪問を行っています。

◆平成 25 年度 養育支援訪問実績 (単位：件)

		対象者	対象年齢	訪問件数	計
育児・家事援助	育児支援ヘルパー	産後3か月以内で、母親と新生児の介助者がいない家庭	(0歳)	334	377
	緊急一時保育	生後6週間から就学前	0～5歳	43	
専門的相談支援	保健所	0歳から就学前	0～5歳	84	596
	児童家庭センター	0歳から18歳	0～18歳	512	

資料：健康推進課、児童・家庭支援センター

⑧妊婦健診

千代田区では、母子健康手帳と共に妊婦健康診査受診票をお渡ししており、受診票を医療機関に提出することで、妊婦健康診査及び超音波検査費用の一部の助成を受けることができます。平成 25 年度では、受診票交付数の約 9 割の 565 人が受診しています。

◆妊婦健診受診者数の推移 (単位：人)

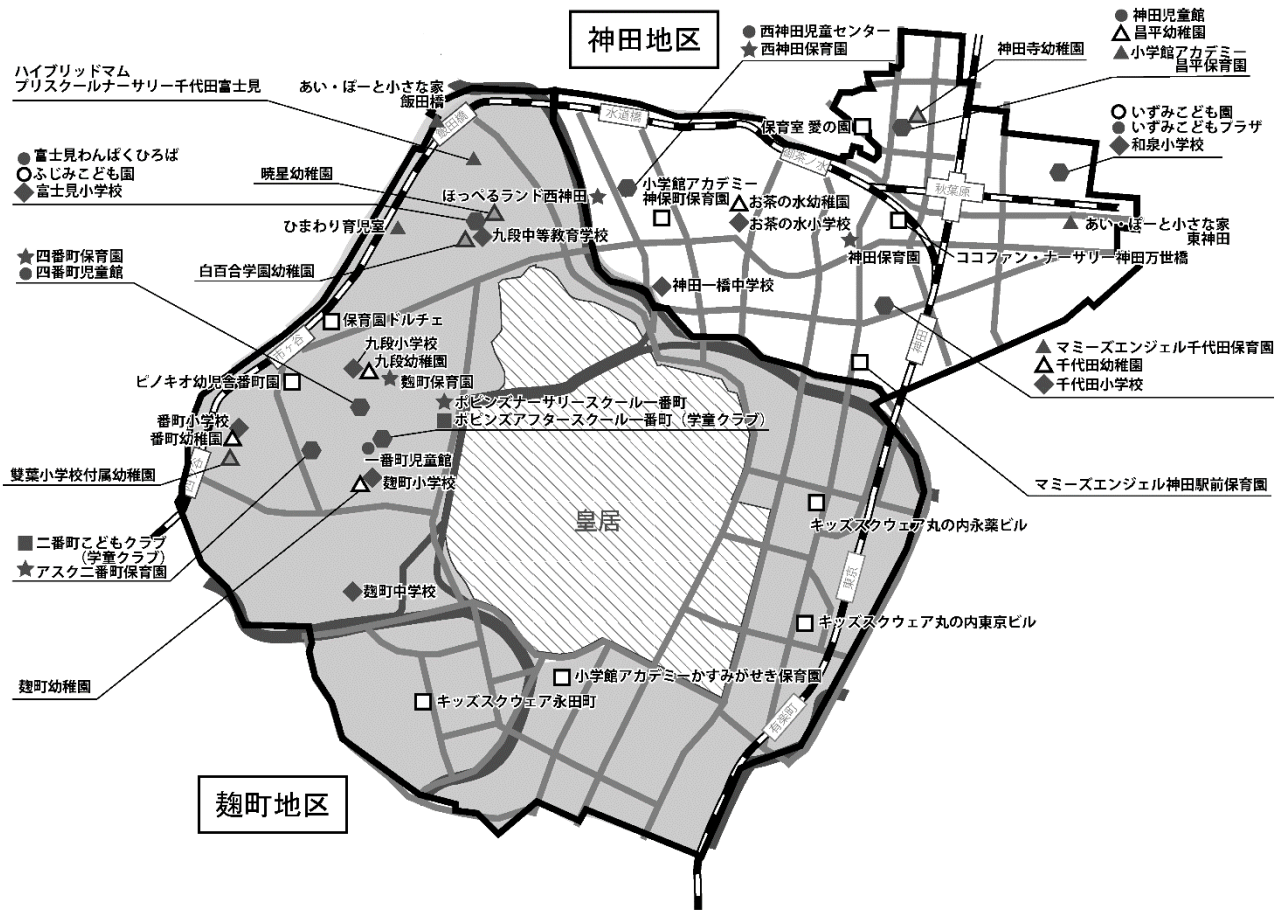
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診票交付数	473	451	504	529	643
受診数	413	383	446	491	565
受診率(%)	87.3	84.9	88.5	92.8	87.9

資料：東京都福祉保健局（各年第 1 回目の健診）

まとめ

- ・区立幼稚園は、8園ありすべて区立小学校併設と幼小の連携が図られる環境にあります。(P55)
- ・認可保育所・園、及び、こども園・幼保一体幼稚園の長時間は毎年定員を拡充していますが、入園児も増加しています。(P57)
- ・こども園は、千代田区型幼保一元施設として整備したこども園が 2 園あります。(P59)
- ・保育所の入園児は認可保育所、認証保育所とも拡充・増加しています。(P60)
- ・延長保育については、区立では 19 時半、民営では 21 時までと充実しています。(P61)
- ・学童クラブは小学校 1～6 年生まで対応しており、入所児童数はゆるやかに増加しています。(P64)
- ・放課後子ども教室、児童館等では子どもの居場所として、学びや遊びを提供しています。(P65)
- ・児童館・児童センターの幼児の利用は、平成 25 年で年間延べ 64,278 人（6 館合計）が利用しています。(P67)
- ・ひろば相談事業は、平成 25 年で 953 件（6 館合計）となっています。(P68)
- ・病児・病後児への対応としては、病児・病後児保育派遣費用助成事業を実施しているほか、病後児保育として 3 か所の保育施設で延べ 111 人（平成 25 年）が利用しています。(P68)
- ・ファミリー・サポート・センターは会員数、サービス回数とも増加となっています。減少傾向であった就学児の預かりの利用は、平成 25 年では 249 件と増加しています。(P69)

◆施設配置現況図（平成 26 年度）



凡例	△ 区立幼稚園 (区立小学校に併設)	▲ 私立幼稚園	★ 保育園	○ こども園
	□ 認証保育所等	▲ 認可外保育施設	■ 学童クラブ等	
	● 児童館等	● 複合施設	◆ 区立小学校・区立中学校・中等教育学校	

3. ニーズ調査結果概要

(1) 調査の概要

① 目的

区内にお住まいの子育て家庭の生活実態やサービスの利用状況、利用希望などをうかがい、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とする。

② 調査対象と回収結果

調査対象は、千代田区に居住する就学前児童、小学校児童の保護者。回収結果は以下の通りです。

	調査対象世帯	調査票発送数	有効回収数	有効回収率
ア 就学前のお子さん <small>のいる世帯</small> 就学前児童調査票	1,658 世帯	2,234	999	44.7%
イ 小学生のお子さん <small>がいる世帯</small> 小学校児童調査票	1,322 世帯	1,322	549	41.5%
ウ 就学前と小学生のお子さん <small>がいる世帯</small> 就学前児童世帯向け小学校児童 調査票（ア就学前児童調査票も 同送）	576 世帯	576	228	39.6%

※調査票ウの有効回収数（228 票）には、調査票アとウ双方の回答があった 227 票のほか、調査票ウのみ回答し、調査票①の回答がなかった 1 票も含まれる。

③ 抽出方法 住民基本台帳に基づく全数

④ 調査方法 郵送配布・回収

⑤ 調査期間 平成 25 年 11 月 15 日（金）～11 月 29 日（金）

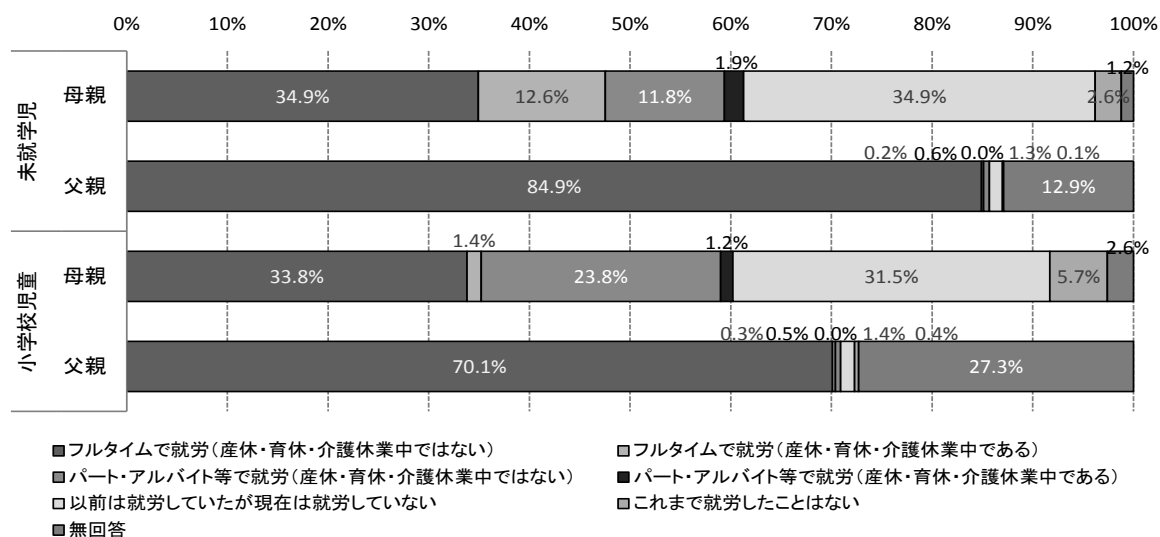
⑥ 調査項目

就学前児童の調査項目	小学校児童の調査項目
家族の状況	家族の状況
子育ての状況	子育ての状況
保護者の就労状況	保護者の就労状況
平日の保育・教育サービスの利用状況	地域子育て支援事業の利用状況
土曜、休日の定期的な保育園、こども園、幼稚園等の利用意向	子どもが病気の際の対応
地域子育て支援拠点事業の利用状況	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について
子どもが病気の際の対応	子どもの放課後の過ごし方
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について	
小学校入学後の放課後の過ごし方	
職場における子育て両立支援制度について	

□ 保護者の就労状況(自営業、家族従事者含む)について

〈未就学児・小学校児童の母親・父親の就労形態〉

- ・フルタイムで就労している未就学児母親は 47.5%、小学校児童の母親は 35.2%となっています。
- ・パート・アルバイト等で就労している未就学児母親は 13.7%、小学校児童の母親は 25.0%となっています。



〈未就学児・小学校児童の母親・父親の就労日数・時間等〉

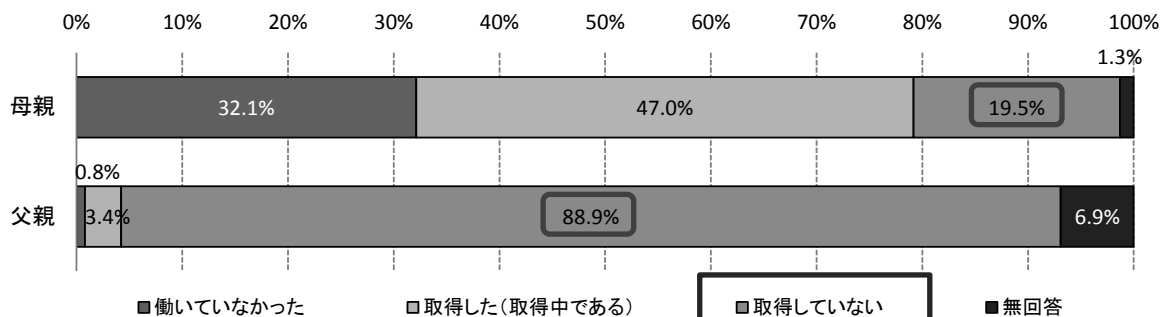
- ・父親は母親と比べ、平均就労日数・就労時間ともに長くなっています。
- ・父親は母親と比べ、家を出る時間の平均が早く、帰宅時間の平均は遅くなっています。
- ・未就学児の母親は、小学生の母親と比べ、家を出る時間の差は 10 分ほど早く、帰宅時間は 30 分遅くなっています。

	未就学児		小学校児童	
	母親	父親	母親	父親
1 週あたりの就労日数の平均	4.76 日	5.28 日	4.55 日	5.32 日
1 日あたりの就労時間の平均	7.75 時間	10.69 時間	7.30 時間	10.52 時間
家を出る平均時間	8 時 23 分	8 時 07 分	8 時 35 分	7 時 57 分
帰宅平均時間	18 時 24 分	20 時 49 分	17 時 51 分	20 時 34 分

□ 育児休業の取得について

〈母親・父親の育児休業の取得状況〉

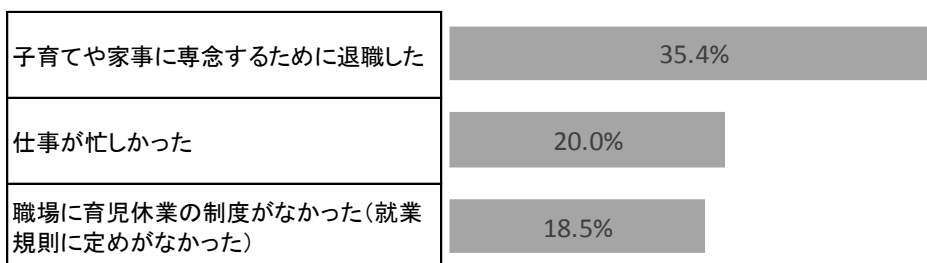
- 母親では、「取得した（取得中である）」が47.0%と最も多く、「取得していない」は19.5%となっています。
- 父親は「取得していない」が88.9%とほとんどで、「取得した（取得中である）」はわずかに3.4%となっています。



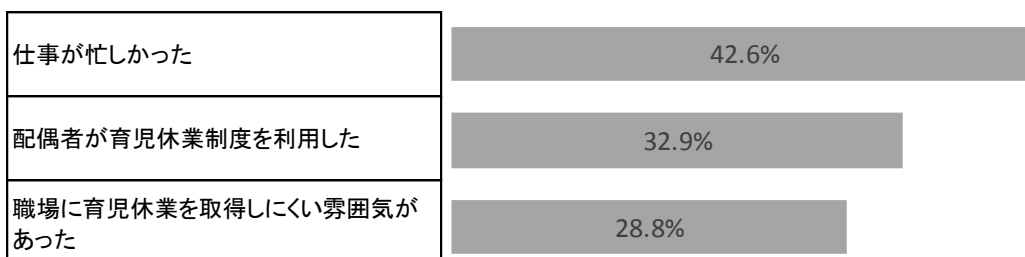
〈母親・父親の育児休業を取得していない理由 ランキング上位3番目まで〉

- 母親は、「子育てや家事に専念するために退職した」が最も多く、妊娠・出産・育児の時期に仕事を辞めてしまう人が多くなっています。
- 父親は「取得していない」が88.9%とほとんどで、「取得した（取得中である）」はわずかに3.4%となっています。

■ 母親の育児休業を取得していない理由（上位3番目まで）



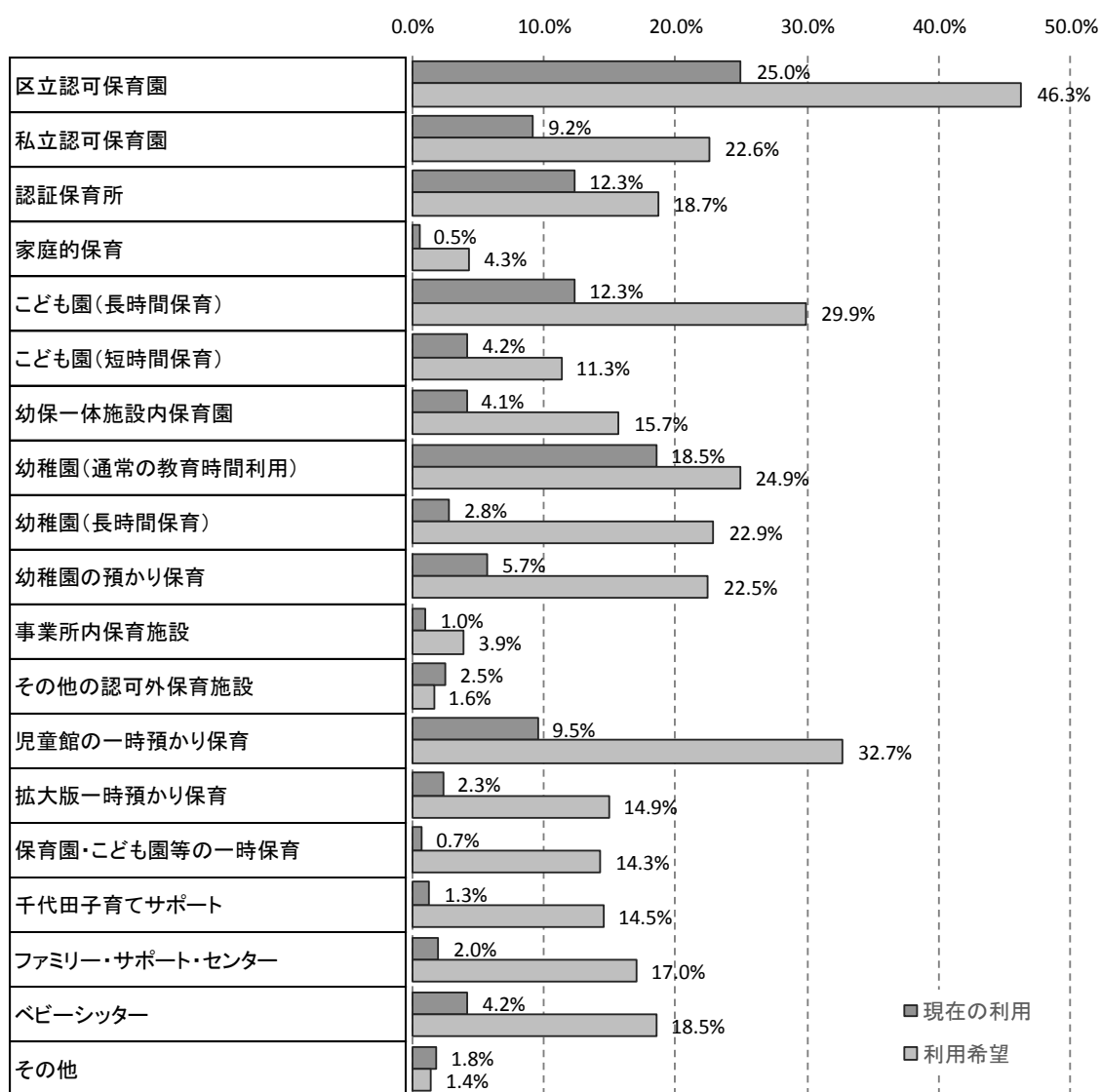
■ 父親の育児休業を取得していない理由（上位3番目まで）



□ 平日の教育・保育サービスについて(現在の利用と利用希望)

〈未就学児の平日の定期的な教育・保育サービスの現在の利用、および利用希望について 複数回答〉

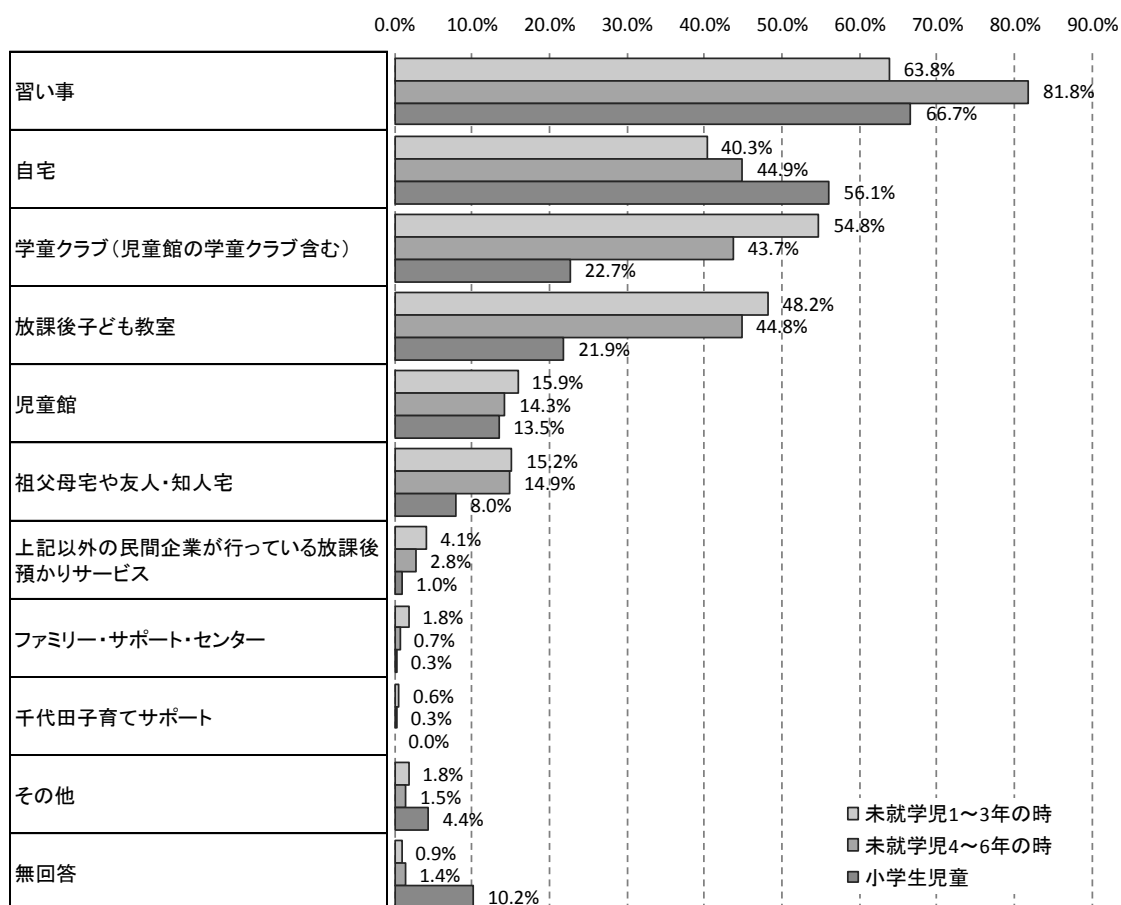
- 現在の利用では、「区立認可保育所」が25.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の教育時間利用）」が18.5%、「認証保育所」と「こども園（長時間保育）」が12.3%の順となっています。
- 利用希望では、「その他の認可外保育施設」と「その他」を除いた項目で、現在の利用割合を上回っており、「児童館の一時預かり保育」、「区立認可保育所」、「幼稚園（長時間）保育」で20ポイント以上の差が出ています。



□ 小学校入学後の放課後の過ごし方について

〈小学校入学後の放課後の過ごし方 未就学児の希望と小学生の現状 複数回答〉

- 「習い事」が未就学児の1～3年の時・4～6年の時の希望、小学生の現状のすべてで最も多くなっています。
- 未就学児の1～3年の時の希望では、「習い事」63.8%に次いで、「学童クラブ」54.8%、「放課後子ども教室」48.2%の順となっています。
- 未就学児の4～6年の時の希望では、「習い事」は81.8%と割合が多く、次いで「自宅」44.9%となっています。
- 小学生は、「習い事」66.7%、次いで「自宅」56.1%となっています。以降は、「学童クラブ」22.7%、「放課後子ども教室」21.9%の順となっています。「学童クラブ」、「放課後子ども教室」の未就学児の利用希望は40～50%ですが、現状の利用では20%程度の利用となっています。



4. 教育・保育関連施設整備計画

今回の計画の実現に向け、今後、施設の老朽化に伴う改修や建て替え等を効果・効率的に実施していきます。

◆教育・保育関連施設整備計画表

現施設名等	開設										備考	
	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)	H36年度 (2024)		
【学校施設】												
九段小学校 九段幼稚園	工事			開設								建て替え
お茶の水小学校 お茶の水幼稚園	構想	設計		工事			開設					建て替え
番町小学校 番町幼稚園	改修							構想		設計		平成40年度開設予定
麹町小学校 麹町幼稚園	設計	改修										
【保育園】												
麹町保育園	工事		開設									建て替え
【複合施設】												
四番町保育園 四番町児童館 (区営四番町住宅)	設計		工事		開設							建て替え
一番町児童館 (区営一番町住宅)					構想							
和泉小学校 いずみこども園 ちよだパークサイドプラザ	構想		設計	工事			開設					改修

◎新たな行政ニーズ等により建設又は誘致する施設

【保育園】												
(仮称) 保育施設	開設											民間事業者を誘致 私立認可(定員138名程度)
(仮称) 保育施設	開設											民間事業者を誘致 私立認可(定員63名程度)
(仮称) 保育施設	事業者選定 改修	開設										民間事業者を誘致 0~2歳児を対象とした小規模保育 (定員18名程度)
(仮称) 保育施設	事業者選定 改修	開設										民間事業者を誘致 私立認可(定員102名程度)
(仮称) 保育施設	事業者選定 改修	開設										民間事業者を誘致 私立認可(定員80名程度)
(仮称) 保育施設	事業者選定 改修	開設										民間事業者を誘致 私立認可(定員72名程度)

資料：ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画 2015- (案)

5. 関連資料

(1) 千代田区の子どもたちのための就学前プログラム

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も重要な時期です。

区内の保育園、こども園、認証保育所、幼稚園など、就学前の子どものための施設の保育者が、0～5歳児から小学校就学までを見通した計画的な保育・教育を行うことで、就学前の保育・教育の充実をめざすものです。

●なぜ、就学前の保育・教育の多様化が進んでいるのですか？

個々の家庭の事情による生活の多様化が進んでいるからです。

平成21年に実施した次世代育成支援行動計画ニーズ調査では、就学前の子どものいる世帯の55.2%が両親ともに何らかの仕事をしていると回答しています。

また、働き方も、フルタイム勤務やパートタイム勤務など、勤務形態の多様化が進んでおり、子どもへの親の教育観も多様なものとなっています。

●なぜ、今、就学前の子どもの「育ち」が問われているのですか？

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も重要な時期です。

就学前の保育・教育では、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが大切です。

しかしながら、保育園や幼稚園の施設により物的・人的な環境力が大きく異なっているのが実態です。

子ども一人ひとりの育ちを保障するためには、保育園も幼稚園も、育ちのポイントをおさえ、等しく生活や遊びにおける直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を育てていくことが求められています。

●このプログラムを通じてめざすものは？

千代田区内には、認可保育園が5園、認証保育所が10園、認可外保育施設が3園、こども園が2園、幼稚園が6園の公立・私立あわせて26園もの就学前の子どものための施設があります。

こうした施設に在園する子どもたちは、学齢期になれば、そのほとんどが学区域内の区立小学校に進学します。

こうした千代田区の地域特性や就学前の子どものための施設の状況を踏まえ、各園の特色は尊重しながら、公立・私立の設置主体の別や保育園・幼稚園などの認可形態の別にとらわれることなく、子どもの「発達」や「学び」の連続性を考慮し、0歳から5歳児の発達段階に応じて確実に経験させたい内容を明らかにした就学前の子どものための保育・教育プログラムを策定するものです。

就学前後の保育・教育施設の抱える課題

●保育園では……………

小学校と独立した単独施設として設置されているため、5歳児が自ら目標にできるような、身近なモデルとしての小学生の姿に触れる機会が少ないのが実情です。

●幼稚園では……………

2歳児までの乳幼児が園にいないため、3歳児が自らの成長を感じ取れるような、自分より小さな乳幼児に日常的に触れることが難しいのが実情です。

●認証保育所では……………

3歳児以上の幼児が少なく、ほとんどの園が3・4・5歳児を一つのクラスとして保育しています。

特に、5歳児については在籍数が1～2名の園も多く、3・4歳児と一緒に生活の中で兄・姉としてのかかわりはできても、同年齢の友達と集団としての活動を保障する機会が持ちにくいのが実情です。

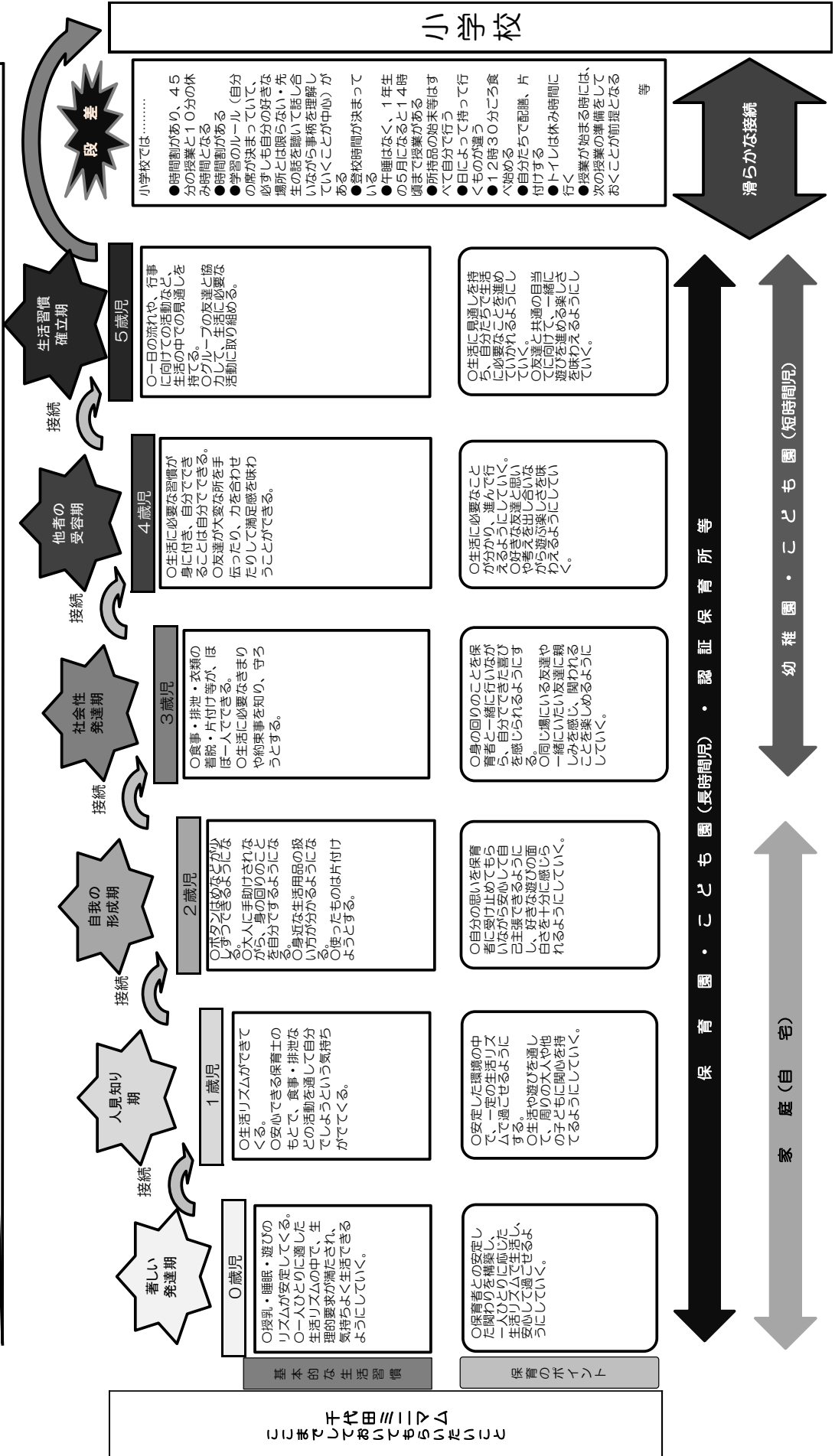
●小学校では……………

小学校に進学後、子ども一人ひとりの経験や体験の違いが大きいと、友達関係や学習面での指導が難しくなります。

どの保育・教育施設を修了しても、小学校就学までに経験・体験することの共通性が必要となります。

養 護（生命の保持及び情緒の安定）

教 育（発達の援助）



千代田三井ビル
 にまてしてねらてもらいたらいこと

●年間育成計画例（子どもの育ちと保育のポイント）

月齢	0歳児	期	1歳児	2歳児
2 ～ 3 か月	<p>情緒的な絆の形成</p> <p>○生理的に満たされながら機嫌よく過ごす。 ○保育者の関わりにはほえんだり声を出したりする。</p> <p>●心地よい雰囲気の中で「飲む・眠る・遊ぶ」のリズムをつくっていく。 ●できるだけ、いつも同じ保育者が世話をし、大人とのやり取りの快さを体験できるようにする。</p>	I 期 4 月 ～ 5 月	<p>行動範囲の拡大</p> <p>○いろいろな姿勢で遊んだり歩いたりする。 ○保育者のまねや、物のやり取りをする。</p> <p>●子どもの気持ちを受け止め十分に関わっていく中で、信頼関係をつくる。 ●衣服、おむつ交換などを心地よく感じられるように声を掛けながら手際よく行う。</p>	<p>基本的な運動機能の伸長</p> <p>○保育者と関わりながら、好きな遊びを見付けてする。 ○したいことや、してほしいことを言葉やしぐさで伝えようとする。</p> <p>●好きな遊びがいつでもできるよう、それぞれの遊びが落ち着いてできるような場や興味に合った玩具を用意する。</p>
	<p>著しい発達</p> <p>○腹ばいで手足を動かしたり、玩具に、触れて遊んだりする。 ○あやしたり声を掛けられたりすることを喜ぶ。</p> <p>●安心できる環境のもとで、授乳や睡眠などの生活リズムが整うようにする。 ●できるだけ担当の保育者が言葉を掛けながら関わり、大人との結びつきの基礎を築いていく。</p>		II 期 6 月 ～ 9 月 中旬	<p>探索行動の広がり</p> <p>○探索活動を通して触れたり試したりなど、様々な体験をする。 ○衣服の着脱・食事などに興味をもち、保育者と一緒にやってみようとする。</p> <p>●行動範囲が広がるので一人ひとりの行動を把握し、見守る。 ●探索活動は、大切な学習の機会なので、禁止過ぎないようにする。</p>
7 ～ 9 か月	<p>愛着と人見知り</p> <p>○おすわりやハイハイなどいろいろな姿勢で遊ぶ。 ○担当保育者を求め、顔を見ると安心して遊ぶ。</p> <p>●子どもの表情や要求のサインに優しく応えたり、言葉を掛けたりすることで、喃語や発語を促し、保育者とのやり取りを楽しめるようにする。</p>	III 期 9 月 下旬 ～ 1 2 月	<p>自我の目覚め</p> <p>○手足の運動が活発になり、体を動かして遊ぶことを楽しむ。 ○模倣遊びを楽しみ、まねしたり、片言で話したりする。</p> <p>●個人差に配慮し、一人ひとりが楽しめるようにする。 ●「じぶんで」という意思表示を受け止め、さり気ない援助で、その気持ちを満足できるようにしていく。</p>	<p>模倣遊びによる生活の再現</p> <p>○保育者や友達と一緒に、模倣遊びやごっこ遊びをする。 ○保育者に見守られながら、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。</p> <p>●ごっこ遊びの中で、見立てたり、つもりになったりして遊べるような、素材や玩具を用意する。 ●自分でしようとする気持ちを見守り、できた喜びを共感していく。</p>
	<p>歩行の開始</p> <p>○押して歩いたり、つかまり立ちをしたり、階段や斜面をハイハイで登ったりする。 ○探索行動を楽しむ。</p> <p>●子どもの発語やしぐさを言葉に置き換えて話したり共感したりする。 ●動きが活発になるので、危険のないよう手を差し伸べられる距離にいるようにする。</p>		IV 期 1 月 ～ 3 月	<p>自我の伸長</p> <p>○自分の思いを簡単な言葉で伝えようとする。 ○見立てたりなりきったりしながら、再現遊びをする。</p> <p>●自分でしようとする気持ちを大切にしながら、排泄・着脱等の自立を促していく。 ●見立てやつもり遊びが十分にできるような環境を整え、保育者も一緒に遊びを楽しんでいく。</p>

期	3歳児	4歳児	5歳児
Ⅰ期 4月～5月	<p>基本的な生活習慣の形成</p> <p>○保育者との関わりを基盤に新しい環境に慣れ、安心して過ごせるようになる。 ○自分の思いを出しながら遊ぶ楽しさを味わう。</p> <p>●一人ひとりの不安や甘えを受け止め、安心して過ごせるようにする。 ●保育者も幼児と一緒に遊んだり共感したりする。</p>	<p>想像力の拡大</p> <p>○保育者や友達との触れ合いを楽しんだり、全身を動かす満足感を味わったりする。</p> <p>●みんなで楽しめる簡単なルールのある鬼ごっこやリズム遊びを取り入れる。</p>	<p>年長組としての自信と自覚</p> <p>○年少児に優しく接し、世話をしたり一緒に遊んだりする。</p> <p>●年長児としての意識をもって取り組んでいる姿を認め、自信と満足感をもてるようにする。</p>
	<p>友達への関心の広がり</p> <p>○安心して自分がしたい遊びを繰り返したり、気に入った友達とかかわったりする。 ○友達との関わりを通して、遊びに必要な言葉や順番、交代などのルールを知る。</p> <p>●遊びの中で、友達と一緒に楽しさや、相手の思いに気付くようにする。</p>	<p>葛藤の経験</p> <p>○一緒に遊びたい友達と落ち着いて遊ぶ。</p> <p>●場所を調整し、それぞれの友達との遊びの場が確保できるようにする。 ●トラブルになった時には、双方の気持ちを受け止め、十分に自分の思いを出せるよう保育者が言葉を補いながら援助していく。</p>	<p>見通しをもった行動</p> <p>○一日の流れや行事の予定、月日や曜日など、見通しをもって行動する。</p> <p>●自分たちで生活を進めていくために必要な情報を幼児自身が知ることができるように掲示物などの工夫をする。</p>
Ⅲ期 9月下旬～12月	<p>イメージの再現と広がり</p> <p>○遊びに使う物を自分で作ったり、作った物をごっこ遊び等で見立てて遊んだりする。 ○片付けを自分でしようとする。</p> <p>●幼児の手が加わることで、自分で作ったという思いが持てるような物を用意する。 ●遊具の置き場所や表示等を工夫したり、片付けの時間をタイミングよく告げたりする。</p>	<p>自己主張と他者の受容</p> <p>○ルールのある遊びや運動的な遊びを学級全体で楽しむ。 ○体を動かして遊ぶことの楽しさを十分に味わう。</p> <p>●皆で取り組む機会を作り、経験の場を広げるとともに、幼児の興味に応じて活動に誘いかけていく。</p>	<p>友達との目的の共有</p> <p>○ルールのある運動遊び等で十分に体を動かし、チームで力を合わせたり、競い合ったりする楽しさを味わう。</p> <p>●繰り返し楽しむ中で、友達同士誘い合ったり、新たなルールを考えたりチームの友達と作戦を練ってできるようにしていく。</p>
	<p>他者を意識した自己表現</p> <p>○いろいろな遊びに興味を持ち、保育者や友達と一緒に楽しむ。 ○友達の中で自分の思いを出す。</p> <p>●ルールのある遊びやリズムなどを通して、みんなで一緒にする楽しさや一体感を感じられるようにしていく。</p>	<p>他者との協調</p> <p>○誕生会やお別れ会の準備など、学級や園全体の活動に目当てをもって参加する。</p> <p>●個々が目的をもって参加できるような役割をつくる。</p>	<p>園生活の充実と就学への期待</p> <p>○卒園の喜びや就学への期待感を持ち、活動に意欲的に取り組み、自分の力を発揮する。</p> <p>●卒園に向けての活動や、保育園・幼稚園と小学校との連携活動を通して、就学への期待感をもてるようにする。</p>
Ⅳ期 1月～3月			

●園生活と学校生活の違いの例 ～ 段差を成長の鍵にするために～

	保育園・幼稚園での様子	小学校での様子	滑らかな接続のために 保育園・幼稚園で配慮できること
保育・授業形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育形態は個々・グループ・学級全体等幼児の実態や興味に応じて柔軟に設定している 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉形態での45分授業を基本とし、その中での学習内容が決まっている ・学級集団で活動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・時計を活用し、時間を意識させて活動する
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割がなく、1日の流れは日によって異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の時間割に合わせて学習する 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示等を工夫し、一日の見通しをもって過ごせるようにする
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が個人的で活動範囲が広い 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習のルール（着座・課題解決学習）がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で目当てをもち課題を解決していく力をつけていく ・意図的に、いずに座って活動する時間をつくるようにする。 ・学級の中で、発表の仕方や、話の聞き方を学ぶ機会をつくる
1日の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時間の遅い幼児がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時間が決まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・起床就寝時刻を決め、生活リズムを整える。 ・遅くとも朝9時前後には登園できるようにする
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園では5歳児の12月頃まで午睡する園が多い ・幼稚園では14時前後に教育課程内の保育を終え、その後必要に応じて預かり保育を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡はなく1年生の5月になると14時頃まで授業がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園では、生活時間帯を調整し、5歳児になったら、疲れた幼児が横になれるスペースをとりながら、少しずつ午睡をなくしていく。 ・徐々に、午後の活動にも集中して取り組めるようにしていく。
所持品の始末	<ul style="list-style-type: none"> ・降園時の支度等を保護者が手伝ったりその場で指示したりすることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・所持品の始末等すべて自分で行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に働きかけ、幼児が最後まで自分でできるように口出しをせずに見守ってもらう
	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ・タオルなど毎日持って行くものがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・日によって持って行くものが違う 	<ul style="list-style-type: none"> ・園に持って行くものを、できれば前日のうちに自分で揃えておけるようにする
昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・12時前後に食べ始めることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・12時30分前後に食べ始めることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食の時間を少しずつ遅くしていく
	<ul style="list-style-type: none"> ・食事が終わった幼児から個々に挨拶をして片付け次の活動に移る 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の時間で揃って挨拶をして片付け、次の活動に移る 	<ul style="list-style-type: none"> ・20分で食べ終わるようにする ・皆で挨拶をするまで座って待つ
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園では、幼児が待っている間に保育者が給食の配膳をする場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで配膳・片づけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児ができるだけ自分たちで配膳・片付けができるような方法を工夫する
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園では、自宅から弁当を持って行くため食材等が偏っている場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食では様々な食材の料理が提供される 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に働きかけ、食べ物の好き嫌いをできるだけ少なくしておく
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びの時には好きな時間に、一斉活動等の時は活動の前に行く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた時間に行く（休み時間・給食の前等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉活動が始まる前にトイレに行く習慣を付け、一斉活動の時にはできるだけ行かないようにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・園によって男児用の便器がないところがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・男児は小用の時には男児用を使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・他園との交流や遠足等で男児用の便器の使い方に慣れておく

(2) 千代田区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日条例第30号

千代田区子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) その他子ども・子育て支援に関する事務で千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(組織)

第4条 子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第9条 子育て会議に、部会を設置することができる。

2 部会を設置する場合においては、子育て会議において部会長その他の部会の構成を定めなければならない。

(意見の聴取)

第10条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて区長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 会長が選任されるまでの間における子育て会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

(3) 千代田区子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

No.		氏名	役職
1	学識経験者	◎大日向 雅美	恵泉女学園大学 大学院教授
2	学識経験者	高岡 純子	株式会社ベネッセコーポレーション ベネッセ教育総合教育研究所 次世代育成研究室 主任研究員
3	学識経験者	○吉田 正幸	(株)保育システム研究所代表
4	学識経験者	渥美 由喜	厚生労働省政策評価に関する有識者会議員 東レ経営研究所 研究部長
5	企業、経済団体等 関係者	舟橋 千鶴子	東京商工会議所 千代田支部副分科会長
6	医師	加賀 一兄	神田医師会会長
7	歯科医師	杉山 優	麹町歯科医師会長
8	労働者代表	清宮 陽子	連合中南ブロック地協 女性委員
9	関係団体区民	竹川 真紀	青少年委員
10	関係団体区民	水野智佳子	民生・児童(主任児童)委員
11	保育事業者	加藤てるみ	マミーズエンジェル神田駅前保育園施設長
12	私立幼稚園事業者	友松 浩志	学校法人真理学園 神田寺幼稚園園長
13	社会福祉協議会	梅澤 稔	ファミリー・サポート・センター
14	区立小学校長	額賀 聡	区立小学校長会会長
15	子どもの保護者	久保田孝太郎	保育園保護者
16	子どもの保護者	三輪田 真澄	保育園保護者
17	子どもの保護者	橋本 樹宣	幼稚園保護者
18	子どもの保護者	石塚 知美	学童クラブ保護者
19	子どもの保護者	堀田 亜由美	こども園保護者
20	子どもの保護者	太田 雅之	小学校保護者
21	子どもの保護者	赤池 延浩	中学校保護者
22	行政	大矢 栄一	次世代育成担当部長
23	行政	北村 雅克	子ども支援課長
24	行政	加藤 伸昭	子育て対策担当課長
25	行政	恩田 浩行	児童・家庭支援センター所長
26	行政	西山 裕之	千代田保健所健康推進課長

(4) 千代田区子ども・子育て会議検討経過

年月日	実施状況	議 題
平成 25 年 10 月 18 日	千代田区子ども・子育て会議条例案 可決	
平成 25 年 10 月 25 日 (401 会議室)	平成 25 年度 第 1 回千代田区子ども・子育て会議	○ニーズ調査の実施について ○調査票 (案)
平成 25 年 11 月 15 日～29 日	ニーズ調査実施	
平成 26 年 3 月 24 日 (401 会議室)	平成 25 年度 第 2 回千代田区子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画需 要者数の見込みについて
平成 26 年 3 月	ニーズ調査報告書発行 (区ホームページ掲載)	
平成 26 年 6 月 4 日 (教育委員会室)	平成 26 年度 第 1 回千代田区子ども・子育て会議	○子ども・子育てを取りまく現状 ○教育・保育及び地域子ども・子 育て支援事業の基本的考え方と 量の見込み
平成 26 年 8 月 28 日 (教育委員会室)	平成 26 年度 第 2 回子ども・子育て会議	○教育・保育及び地域子ども・子育 て支援事業の確保方策について
平成 26 年 12 月 11 日 (教育委員会室)	平成 26 年度 第 3 回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画 (案) について
平成 27 年 2 月 5 日～18 日	「千代田区次世代育成支援計画 (素案)」 意見公募実施	
平成 27 年 3 月 17 日 (401 会議室)	平成 26 年度 第 4 回千代田区子ども・子育て会議	○次世代育成支援計画 (素案) へ の意見公募の結果 ○次世代育成支援計画 (案) につ いて ○特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の利用定員の設定 に関する意見聴取について
平成 27 年 3 月	「千代田区次世代育成支援計画」 策定	

(5) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例

平成26年12月 8 日 条例第40号

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例

子どもの健やかな育ちは、親のみならず、今の社会を構成するすべての人々の願いであり、また、喜びである。

子どもは、大人とともに社会を構成する一員として、また未来の社会の担い手として、健やかに生まれ、育成されることが期待される。

子どもが健やかに育つための環境の確保は、将来に向けて希望のもてる社会の基盤づくりであり、未来への投資である。

子育て支援は、誰もが等しく受けることができる公共的なサービスであり、保護者の多様なライフスタイルに合わせ、すべての子育て世帯に、それぞれの世帯の実情に応じた、子育て支援の手が等しく差し伸べられるものでなければならない。

子育て世帯の実情に合わせた多様な子育て支援の仕組みの中で、その形態や実施主体の違いにかかわらず、千代田区内において子育てを行うすべての家庭が、利用手続き、提供される保育・教育、施設環境、利用者負担等において等しく良好な子育て環境を享受できるようにする必要がある。

すべての子どもの最善の利益が実現され、子どもを産み育てることに優しく、子どもが健やかに育成される環境を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもは大人とともに社会を構成する一員であり、また未来の社会の担い手であるという認識の下、子どもが健やかに生まれまた育成されるよう、千代田区（以下「区」という。）において、子どもを産み育てることに優しい環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 保育・教育サービス事業子どもに対する保育若しくは教育又はその他の子どもの育成を目的として行われる事業をいう。
- (3) 事業者区以外の者であつて、区内において保育・教育サービス事業を実施するものをいう。
- (4) 保育等施設区内に所在する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第45号。以下「法」という。）第11条に規定する施設型給付費または特例施設型給付費の対象とならないものを除く。）、認定こども園、こども園（千代田区立こども園条例（平成13年条例第35号）に規定するこども園をいう。）、認可保育所、法第7条5項に規定する地域型保育事業を行う施設、認証保育所、幼保一体施設（区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園並びにこれらと一体的に運営されている保育施設をいう。）及び区の補助要綱に基づきその設置又は運営にあたり区から補助金を受けている保育施設であり、別に規則で定めるものをいう。

(区及び事業者の責務)

第3条 区は、子どもの立場に立って、子どもの最善の利益が実現される環境が実現されるよう努める。

2 区は、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権が尊重され、子どもがその人格の安全なかつ調和のとれた発達や情操を育む環境が実現されるよう努める。

3 区は、子育て家庭、行政、企業、地域社会等の社会全体で子育てを支える環境の実現に努める。

4 事業者は、区が目指す子育て環境の整備に協力するよう努めなければならない。

(保育・教育サービス事業)

第4条 保育・教育サービス事業は、すべての子どもが健やかに成長できるよう良質かつ適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 保育・教育サービス事業は、多様な育成の仕組みの下に、その形態や実施主体の違いにかかわらず、等しく良好な環境で行われることを目指すものでなければならない。

3 保育・教育サービス事業は、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校への滑らかな接続を目指すものでなければならない。

4 保育・教育サービス事業は、家庭及び地域との結びつきを重視したものでなければならない。

5 区及び事業者（以下「区等」という。）は、保育・教育サービス事業の質の確保及び向上に努めなければならない。

(事業者支援)

第5条 区は、保育・教育サービス事業の形態又は実施主体にかかわらず、等しく良好な環境が利用する子ども達に提供されるよう、事業者の支援に努める。

(財政支援)

第6条 区は、事業者が実施する保育・教育サービス事業の質の向上を図るため、予算の範囲内において、施設運営並びに従事者の人材確保及び処遇改善に必要な財政支援を行う。

2 区は、区内において保育・教育サービス事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内において開設準備のために必要な財政支援を行うことができる。

(施設支援)

第7条 区は、事業者が実施する保育・教育サービス事業の質の向上を図るため、区が保有する施設を活用できるよう必要な支援を行うものとする。

2 区は、保育等施設の種別にかかわらず、子どもがのびのびと外遊びができるよう、事業者が運営する保育等施設が園庭の代替として活用できる場所の確保に努める。

3 区は、子どもが健やかに遊べるように、事業者が区の保有する校庭、園庭、公園及び児童遊園を子どものための遊び場として利用できるように努める。

(運営支援)

第8条 区は、区内において実施される保育・教育サービス事業の全体的かつ均一的な質の向上のため、事業者に対し必要な運営支援を行うと共に、区及び事業者並びに事業者相互間の交流に努める。

(手続支援)

第9条 区は、保育・教育サービス事業の実施主体にかかわらず、保護者が円滑に利用手続を進められるよう、保護者及び事業者に対し必要な支援を行う。

(情報開示)

第10条 区等は、その実施する保育等サービス事業の内容及び運営する保育等施設の運営状況について、保護者に対し、必要な情報を開示し、適切に説明しなければならない。

2 区等は、その実施する保育等サービス事業について、地域の理解を得るよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する

千代田区次世代育成支援計画

平成 27 年 3 月発行

千代田区教育委員会事務局 子ども・教育部 子ども総務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1 TEL:03-3264-2111 (代表)